

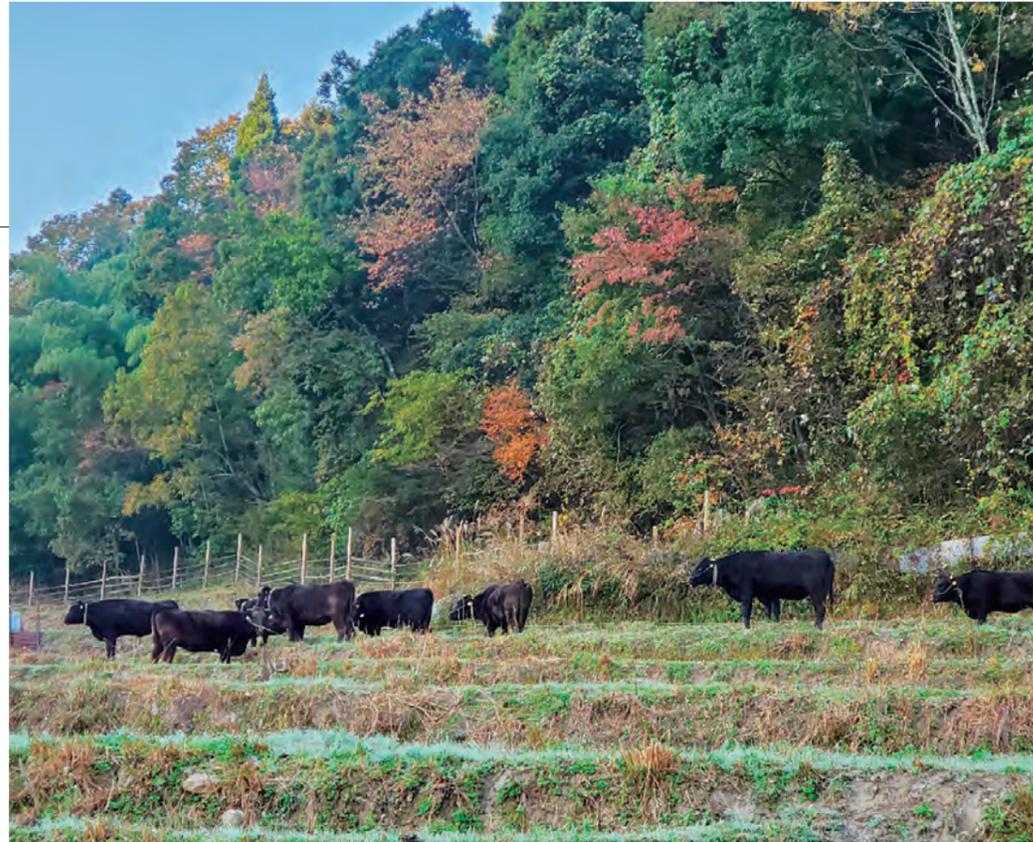
1951年7月20日第3種郵便物認可 2021年2月1日発行 毎月1回1日発行第71巻第2号

ISSN 0913-6134

農村と都市をむすぶ

特集 「改正」畜産経営安定法をめぐって
小林 信一 鎌谷 一也 甲斐 諭
鈴木 宣弘 清水池義治

2021年 2 月号 NO.830



編集代表 谷口信和

農村と都市をむすぶ 二〇二一年二月号(第八三〇号)特集 「改正」畜産経営安定法をめぐって

一九五一年七月二十日第三種郵便物認可
二〇二一年二月一日発行 毎月一回一日発行 第七一卷第二号

農村と都市をむすぶ 頒価二一〇円 送料七五円

東京都千代田区霞が関一ノ二ノ一
全農 農林労働組合
農村と都市をむすぶ編集部
TEL 〇三三五〇八一四三五〇



TPPに反対する国会議員訪米団によるアメリカUSTRカトラー代表補との意見交換(編集部)
2013年3月政府がTPP参加を表明したことから、国会議員は4月訪米しワシントンDCにおいてロビー活動を行いました。その後TPP合意を基準とした日EU/EPA、日米FTAを締結し、畜産業は厳しい状況にあります。

「農村と都市をむすぶ」編集委員会 (農林行政を考える会)

編集代表	谷口信和	東京大学名誉教授
編集委員	服部 信司	国際農政研究所代表
	堀口 健治	早稲田大学名誉教授
	神加 山瀬	農政ジャーナリスト
	小矢 林和	東京大学名誉教授
	秋安 坂信	静岡農専短大教授
	友作 山藤	東京大学准教授
		宇都宮大学教授
		東京大学教授
		日本大学准教授
		明治大学教授

「農林行政を考える会」会員の最新著書の紹介



日本農業年報64
米生産調整の大転換
—変化の予兆と今後の展望—
日本農業年報65
食と農の羅針盤のあり方を問う
—食料・農業・農村基本計画に寄せて—
編集代表 谷口信和
編集担当 安藤光義

TPP協定の全体像と
日本農業・米国批准問題

農産物の関税引き下げ問題を中心にしつつ、知的財産権、国営企業などのルール分野問題も解明。

服部信司 著



農業を
実際に
支える
外国人
技能実
習生、
すでに
常雇の
一割以
上にも
なり大
きな労
働力だ
す。そ
の制度
と実状
を解説
。農家
雇用だ
けでな
く農協
に属す
る組合
員を助
ける動
きも現
れ、双
方につ
いて、
ウイン
ウイン
の関係
を考え
ます。



堀口健治 編

日本の労働市場開放の
現況と課題

就農への道
多様な選択と定着への支援
堀口健治・堀部篤 編著
就農した若者の色々な事例を参考になるよう紹介しています。農地の手当てから資金調達、販売等、皆さん工夫しています。自分の夢を活かす雇われ就農も、また色々なやり方がある親元就農も記載しました。



◎「米生産調整の大転換」、「食と農の羅針盤のあり方を問う」、「TPP協定の全体像と日本農業・米国批准問題」は農林統計協会(TEL03-3492-2990)にお問い合わせください。「就農への道」、「日本の労働市場開放の現況と課題」は全農林・農村と都市をむすぶ編集部(TEL03-3508-4350)までお問い合わせください。

「農林行政を考える会」会員の最新著書の紹介



アメリカ2018年農業法

所得保障の引き上げ・強まる農場保護の動き
2023年まで5年間のアメリカ農業政策のあり方を規定する農業法が成立

- 農業所得の大幅減に対し、不足払いを15%引き上げる
- トランプ政権による農場保護の動きが加速化

服部信司 著

食と農の貿易ルール入門

—基礎から分かるWTOとEPA/TPP

WTO、EPA、TPP、FTA、メガFTA—新聞やテレビでは、貿易交渉をめぐってさまざまな言葉が飛び交っている。とっつきにくく感じることも多いニュースを、どうすれば理解できるのか?重要なキーワードのわかりやすい解説や「新聞記事で学ぶ」というコーナーとともに、食や農に関わる人が知っておくべき貿易ルールを基礎から学ぶ。

作山 巧 著



日本のTPP交渉参加の真実

—その政策過程の解明—

TPP交渉への参加は農産物の関税維持に腐心してきた政府にとり大きな方針転換であった。何故に政策大転換が為されたのか。TPP参加協議にも従事した元農水省国際交渉官の著者が歴代7内閣の政策要因・背景を実証的に解明する。

作山 巧 著



◎「アメリカ2018年農業法」は全農林・農村と都市をむすぶ編集部(TEL03-3508-4350)、「食と農の貿易ルール入門」は昭和堂(TEL075-502-7503)、「日本のTPP交渉参加の真実」は文眞堂(TEL03-3202-8480)までお問い合わせください。



放牧風景（鳥取県畜産農業協同組合前代表理事組合長 鎌谷一也）

目 次

特集 「改正」畜産経営安定法をめぐって

特集「改正」畜産経営安定法をめぐって 解題 ……小林信一（4）

現場からみた畜安法（牛マルキン制度）と今後の取り組み

……………鎌谷一也（7）

コロナ禍の窮状を軽減した改定畜安法による牛マルキンと今後の課題

……………甲斐 論（19）

「改正」後3年を迎えた畜安法の課題 ……鈴木宣弘（30）

改正畜安法下の生乳流通から見えてきたことー北海道からの視点ー

……………清水池義治（43）

〔時評〕野菜の生産・消費拡大で、自給率の向上と健康増進を……………SH（2）

☆表紙写真 放牧風景（鳥取県畜産農業協同組合前代表理事組合長 鎌谷一也）
「農村と都市をむすぶ」2021年2月号（第71第2号）通巻第830号

野菜の生産・消費拡大で、 自給率の向上と健康増進を



野菜が、われわれの健康にとって良いことは、多くの人にとって自明であろうが、厚生労働省のホームページでは、これについて、次のように言っている。

「野菜は、ビタミンやミネラルを多く含む。多くの研究で、野菜を多く食べる人は、脳卒中や心臓病、ある種のがんにかかる確率が低いとする結果が出ている。

野菜に含まれるビタミンは、炭水化物が体内でエネルギーに変わる手助けをする。

野菜に多く含まれるカリウムは、余分なナトリウム(食塩)を体外に排出する手助けをしてくれ、高血圧の予防にもなる」(厚生労働省、e-ヘルスネット、二〇二一年一月五日)と。

その野菜の二〇一八年の産出額は二兆四五〇八億円。農業産出額九兆二七四二億円の二六%、約四分の一強を占める。それは、コメ一兆七三五七億円(全体の一九%)を上回り、畜産三兆二五二億円(同三五%)に次いで、第二位である。

野菜は、健康に良いということと並んで、日本農業においても重要な位置を占めているといっている。

野菜の二〇一八年の生産量は一一七一万トン、一〇年

前二〇〇八年一二三三万トンより八二万トン(六・五%)減少している。二〇一八年の作付面積四四万haも二〇〇八年四〇・六万haから三・四万ha(七・七%)減っている。

これは、野菜生産者の高齢化により、野菜生産の担い手が減少した結果である。

野菜販売農家数は、二〇〇六年五一万戸から二〇一六年三七万戸へと一四万戸、二七%も減少しているのである。

野菜販売農家数の減少率二七%が、作付面積の減少率七・七%よりも大きいのは、野菜販売農家の規模拡大の結果といえる。

ところで、野菜の食料自給率への寄与度は、生産額ベースでは二六%であるが、カロリーベースでは、六%に留まる。野菜は比較的カロリーが少ないからである。

だが、低カロリーであるということは、健康の維持にとって好ましい。そこから、野菜の健康維持にとっての高い寄与度が生まれるわけである。野菜の生産と消費を拡大し、それによって、健康増進、食料自給率の向上を推し進めようというのである。

二〇一六年に設定された「基本計画」において、一〇年後二〇二六年の野菜の消費量は一五一四万トン、二〇一四年一五〇八万トンから六万ト(二・二%)増、生産努力目標は二〇一四年一一九五万トンから二〇二六年一三九五万トンへと二〇〇万トン(一六・七%)増とされ

た(表1)。

その結果、野菜自給率は二〇一四年七九・二%から、二〇二六年九二・一%へと一二・九%ポイント(一六・二%)向上すると展望されている。

二〇一六年から四年たった今日、この目標に対し、野菜生産は、どうなっているのだろうか。

正確なデータを利用し得る二〇一八年の野菜生産量は一六〇万トンであった。これは、目標である二〇二六年一三九五万トンの八三%に留まる。なおかつ、出発点の二〇一四年一一九五万トンに比べ、三%≒三五万トン少ない。ここでも、担い手≒野菜販売農家の減少が響いていると見なければならぬ。

厚生労働省の「健康日本二二(第二次)」では、生活習慣病などを予防し、健康な生活を維持するための目標の一つに、「野菜を一日三五〇グラム以上食べましょう。一回の食事に、サラダや野菜が主材料の小鉢を一皿以上食べることを目指そう」とされている。

それを国民全体が十分に行い得るためには、それを満たす国内生産量が必要である。

それは、基本計画における二〇二六年の生産努力目標一三九五万トンを実現することではなければならない。

そのためには、野菜販売農家の減少を食い止める施策(野菜価格安定対策など)の拡充を行う必要がある。

(S H)

(表1) 基本計画における野菜の国内消費量・生産努力目標・自給率(2014,2026)

	2014	2026	変化
国内消費量(万トン)	1508 (100)	1514 (100.4)	+6 (2.2)
生産努力目標(万トン) (基本計画)	1195 (100)	1395 (116.9)	+200 (16.7)
自給率(%) ¹⁾	79.2 (100)	92.1 (116)	+12.9 (16.2)

注1) 国内消費量/生産努力目標

特集 「改正」 畜産経営安定法をめぐって 解題

静岡県立農専短大 小林 信一

畜産経営安定法が改定されて三年が経とうとしている。この改定によって、酪農は加工原料乳生産者補給金等暫定措置法と統合され、酪農の諸制度が恒久法によって運営されるとともに、肥育牛ではいわゆるマルキンが事業ではなく、法律の裏付けをもって実施されるようになった。その点は、大いなる前進と言えるが、内容についてはどうであろうか。本特集は、改定後三年が経たんとしていた時期において、酪農、肉牛それぞれの部門においてどのような問題が惹起されているのかを把握することを狙いとして企画した。

肉牛部門では、マルキン事業が法制化され、補てん率が八割から九割に引き上げられた。これはT P P対策として実施されたが、T P P 11の協定が発効した二〇一八年一月三〇日をもって新たな制度とした開始された。

鳥取県畜産農業協同組合の前組合長で長く乳オス肥育事業を手掛け、また現在は集落営農法人で黒毛和牛の生産に携わっている鎌谷一也氏は、現場からの目線として、「マルキン制度自体は、数ある農畜産物価格の補償対策の中で、最も優れた制度だと思っている。生産費を基準に、粗収益との差を補填する、所得補償的な制度は現在ほとんどない。そのため、それが恒久的な制度として法律に位置付けられたことの意義は非常に大きい」として、マルキン制度とその法制化を高く評価する。その一方で、問題点として、①積立金方式のため、補てん額が増加するに伴い生産者積立金も増加し、それが家族労働費をも上回ることもある点、②補填割合は九割に引き上げられたが、生産者積立金が1/4なので、実質的な補てんは六七・五%でしかないこと、を上げている。実

際にコロナ禍による価格暴落によって交付金が増加し、積み立て金が枯渇した後は、生産者積み立て部分の交付金を除いた国の支払い部分のみが交付された。

また、中村学園大学の甲斐諭氏は、マルキン制度の変遷を説明した上で、①支援が長期化する生産者負担の財源が枯渇するので、新たな財源の確保が必要である。

②販売価格のブロック集計に伴い販売価格が平均より低い県では交付金が減少し、高い県では交付金が増えるという新たな不平等が発生している。③牛マルキンを持続的に維持するには繁殖牛経営と肥育牛経営の多頭化を図り、生産費の削減を図る必要がある。などを指摘されている。

マルキン制度の発足当初は、全国一本の制度だったが、地域ごとの販売価格、コストの違いを反映するため、一部の県では独自に算定するようになり、次には全都道府県ごとに変更され、さらに一〇ブロックに再編し、今年度に入ってからブロックの中で特に高い販売価格の県は別途算定するなど、よく言えば柔軟に、悪く言えば朝令暮改的に変更されてきた。ブロック化の理由については、補填の対象にならない県から「不公平だ」との不満が高まったとのことだが、補填がないのは利益が出ていることに他ならず、制度の趣旨に照らし、補填されないうのは「喜ばしいこと」であるはずだ。ブロック化は「青

天の霹靂」だった県もあったようだ。「努力してブランド化による高価格販売とコスト引き下げを達成した」県が補填されないのは納得がいかないということかもしれないが、地域別に補てんする理由は、本来は立地などの条件の格差に配慮し、肉牛生産の特産地化を避けることではないか。補填額が多くなれば、生産者積立金単価も増えるわけで、鎌谷氏が指摘するように、積立金が所得を上回ることになれば、セーフティネットとしての意味も問われる。今後、輸入牛肉の関税率引き下げなどによって、牛枝肉価格が長期的には低下することを考慮に入れば、それに耐えられる生産者支援制度とすることが必要と考える。

一方、酪農部門は、畜安法改定によって、肉牛部門とは対照的に生産者のセーフティネットがズタズタにされた。北大の清水池氏は、「改正畜安法は、・・・経済連携協定による関税撤廃・削減と合わせて、一九八〇年代から進んできた酪農政策の新自由主義化の完成」であるとし、「指定団体制度の廃止と、系統共販外出荷を促進する部分委託の解禁は、酪農分野で長らく残存してきた基本法農政の最終精算」であると言明している。東大の鈴木氏も「酪農所得の低迷の原因は、①生乳市場における取引交渉力の格差、②政府によるセーフティネットの欠陥」にあると結論づけている。規制改革推進会議を使っ

た官邸主導型農政によって、これまで積み重ねられてきた酪農行政が根本から否定されたが、現在のところ最悪の帰結には至っていない。清水池氏によれば、『いいとこどり』に該当する事例が実際に起きているものの、その発生は現時点では減る傾向にあり、「ホクレンの共販率はまだ九五%以上を維持している」。

しかし、鈴木氏は、「畜安法改定は、独禁法の適用除外の権利を・・無効にしてしまうという矛盾した立法行為」で「独禁法違反の法改定をしてしまった」とする。

「北海道のどの地域の生産者でも系統外出荷を選択できる環境になりつつある。そのため、指定団体が生産調整などを伴う需給調整策を採用した場合、大規模経営を中心に系統外出荷へシフトする可能性があり、機動的かつ大胆な需給調整を行う余地が狭隘化していると思われる。」と清水池氏が指摘するように、生産者団体による需給調整機能は低下しており、それが生産から流通・消費のすべての段階に混乱を引き起こす可能性は増しているとみるべきだろう。

鈴木氏は生産者団体の交渉力がスーパーやメーカーに対しさらに弱まる結果、「酪農家の飲用乳価は一六円程度下落する可能性がある」との計測結果を示し、「組織に結集することで、一六円/kgだけ飲用乳価を高く維持する効果が発揮されていることを意味する」として組織

への結集の意義を具体的に示している。「こういう事態を招いたのは不適切な制度改正を行なった政府であり、その責任は指定団体や系統外出荷を行う生産者ではない」と清水池氏は厳しく農政を批判する。同感である。一刻も早い畜安法の改正を望む。

現場からみた畜安法（牛マルキン制度）と 今後の取り組み

鳥取県畜産農業協同組合 前代表理事組合長
（現（株）みんなの牧場会長、農事組合法人八頭船岡農場組合長）

鎌谷一也

畜産経営安定法の改正後三年経過したことから、課題の整理や今後の在り方について、特集を組むということで、肉牛部門での執筆依頼があった。私は、研究者でもなく、執筆は不得意とするところであるが、畜産に携わってきた農業者という立場で、現場から感じた法律および改正を考える。

また、酪農と異なり、肉用牛については、法改正によっていわゆる牛マルキン制度が、法的に整備されたという点を中心に、単純である。そのため、牛マルキン制度と畜産の今後についても触れてみたい。

1、輸入自由化と牛肉の保護制度の歴史

一九六一年に制定された「畜産経営の安定に関する法律（以下畜安法という）」は、その後の輸入自由化の拡

大や、畜産を取り巻く情勢の大きな変化の都度、改正や補強がなされてきた。主要な食糧である畜産物の確保と国民消費生活の安定、また畜産経営の安定と発展のために制定された同法律であるが、情勢変化の中で、畜産農家をはじめとして各生産者団体が、畜産の存続をかけて取り組んだ歴史の足跡でもある。すでに、制度の変遷については昨年発行の本誌一〇月号で詳しく説明されているので、触れる必要がないかもしれないが、少し、現場の特微的な出来事を踏まえてみてみたい。

1) ウルグアイラウンドによる輸入自由化（一九九三年合意）

特徴的な経過を取り上げると、①一九八八年の日米・日豪牛肉輸入自由化合意、一九九三年ガットウルグアイラウンドによる関税引き下げの拡大による輸入増加であ

る。この時には、輸入牛肉は自由化前の約二倍まで増加し、当時日本の畜産は壊滅的な打撃を受けると危機感を募らせるものであった。

畜安法のもと、この自由化の動きの中で、一九八九年に肉用牛肥育経営安定緊急対策(マル緊)が創設され、所得が家族労働費を下回った場合に定額助成の仕組みが作られた。

2) BSE発生と制度の補強(二〇〇一年)

二〇〇一年はBSEが発生した年(二〇〇一・九月)であるが、この年は、肉用牛肥育経営安定事業として、所得が家族労働費を下回った場合に、その差額の八割を補填する内容に改正された年でもあった。しかし、二〇〇一年九月に発生したBSEは、大幅な消費減退とともに、枝肉価格の急落、物流の停滞等、肉用牛経営に大きな影響をもたらした。産直でつながっていた生協との牛肉取扱量も、一時的に六割低下する一方、枝肉相場は大幅に下落し、肥育部門の牧場経営には大きな打撃となる環境にあった。幸い、発生から二カ月間の両者の不屈の取り組みによって二か月後には前年をクリアする取扱実績を上げ、危機を脱したわけだが、交付金等の補填のほかに、消費者に食べてもらわないと本質的な解決にならないと痛感した出来事であった。

この時の経営安定対策では、あまりにも枝肉の下落幅

が大きかったため、マルキン交付金の補填が物件費の補填すらできない状況にあった。そのため、物件費を一〇割補償するBSE対応肉用牛肥育経営特別対策事業(図1)が創設され、その上で家族労働費の八割をマルキンで補填する措置が取られた。このことにより、大幅な下落の危機を何とか凌ぐことができた。

3) 東日本大震災時の原発事故による放射能汚染問題

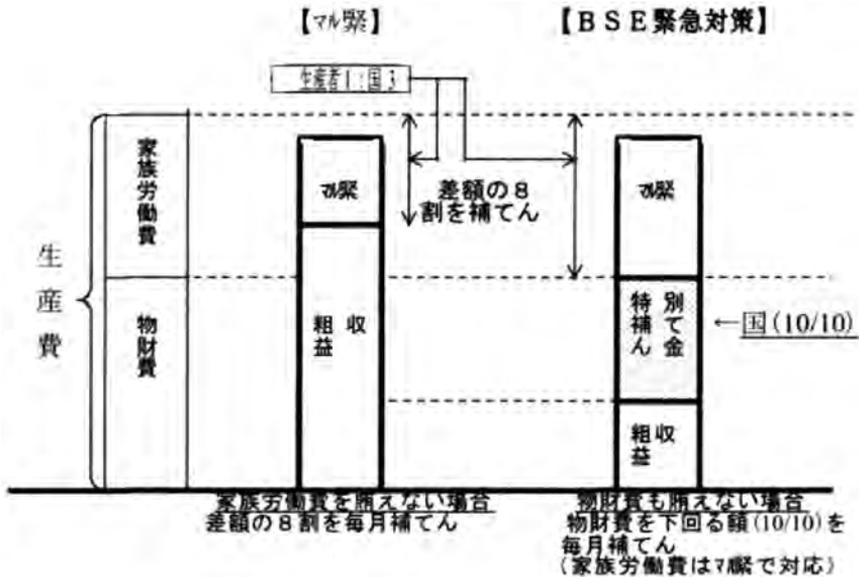
(二〇一一年)

二〇〇七年以降、景気の低迷等を背景に枝肉価格は低下。二〇一一年三月以降は東日本大震災での原発事故による稲わらの放射能汚染によって消費は減退し、ホルス去勢牛では枝肉価格が三五二円/キまで大幅に下落、BSE以来の超低価格となった。

二〇一〇年マルキン制度は、全国平均で販売価格が生産費を下回った場合に、その差額の八割を補填する内容(従来は家族労働費を下回った場合、その差額の八割)の肉用牛肥育経営安定特別対策事業に改正されており、一定有効に機能した。しかし、この年の期末第4四半期には、国の資金が底を尽きた。別表のように、通常の補填でも家族労働費が全く補填できないような状況で、さらに補填が制限され、畜産経営の現場は厳しい状況に立たされた。

実際の補填は七万円程度で、農家の負担は一頭一〇万

図 1



円強の赤字となった(図2)。当時、幾度となく、生産団体、JA、県を含めて農水省へ対策を講ずるように要請を行ったものの、結果は国からの対策は取られなかった。

結果的には、「生産者に泣き寝入りはさせない」という知事の判断で県独自の制度をつくり、国の制度による未補填分を県・市町村・農協・生産者で、それぞれ四分の一ずつ負担する対策を行い、凌いだことを覚えている。

厳しい時にこそ、必要な補填なわけだが、財源がない場合八割補填ができなくともよいとは思っていなかったもので、大層憤慨したものである。

4) TPPとコロナ禍(二〇二〇年)

近年では、TPPである。二〇一八年には、TPP合意を条件とする肉用牛肥育経営安定交付金が法制化され、補填割合が九割に引き上げされた。このTPPをめぐっては、和牛の頭数等の動向は別にしても、発行前から国産牛の代表であったホルスタイン種オスの肉牛は大幅に減少(図3)し、発効後の輸入増とともに、危機に瀕している。現場の人間としては、大衆牛肉は輸入肉に頼らなければならないのかという悲壮感すらある。

そして、今回のコロナ禍である。大体一〇年おきぐらいに牛は、大きな災難に遭遇しており、またかという感

図2 2012年3月の得た肉価格状況とマルキンの補填および農家の経営の与える影響

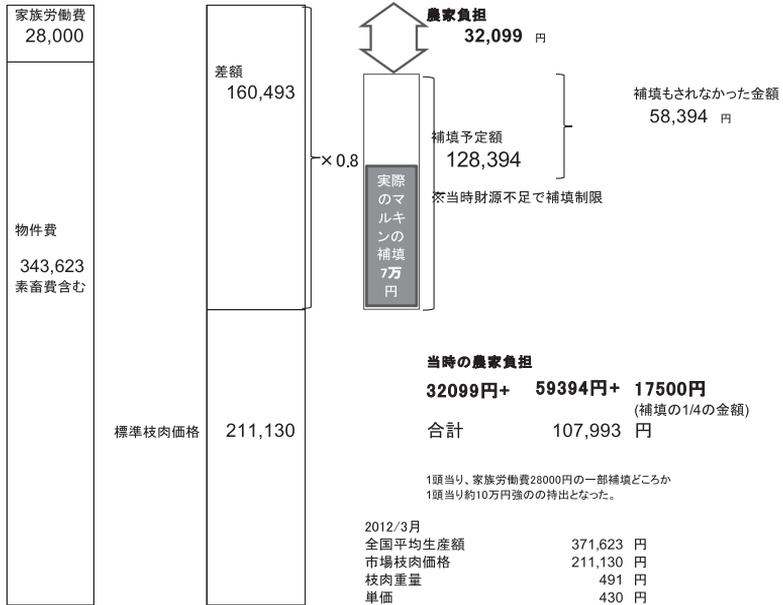


図3 肉用牛(和牛、交雑、ホルオス)の頭数推移

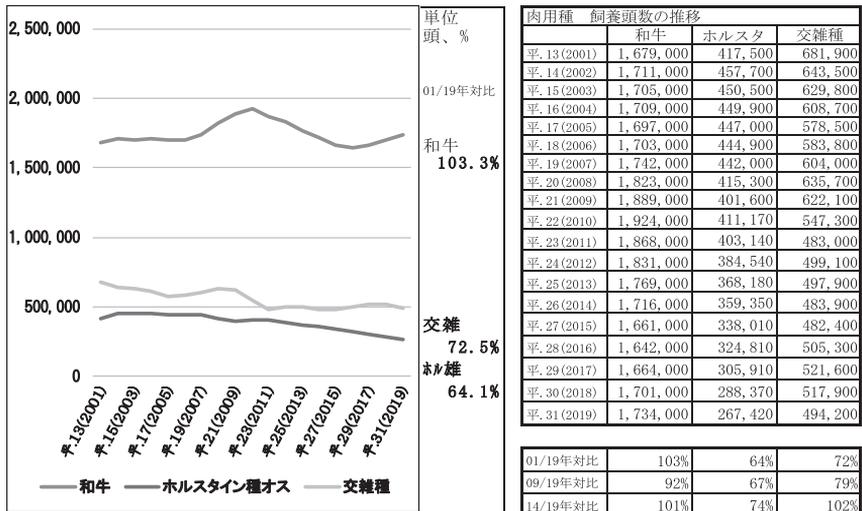


図4 枝肉価格の動向 東京市場 (円/kg) 省令規格(去勢牛「B-2」、「B-3」)



資料：農林水産省「食肉流通統計」2018年12月まで、B-2、B-3の加重平均であるが、2018年1月以降はB-2のみのため全体的に枝肉価格水準が下がっている。動向のみ参考。

注1：消費税含む。

が強い。(図4)

コロナ禍の下で、昨年後半は回復に向かったものの、枝肉価格は大きく下落した。改めて九割補填のマルキン制度は、所得の下支えとなっている。ただし、いざ適用となると、県によって平均枝肉価格がまちまちで在り、枝肉価格の県別の相対取引価格では、交付金の補填にかなりの差が生じることから、不公平感をなくすということと、二〇二〇年五月からは、標準的販売価格のプロック算定方式の導入が行われている。また八月分からは、枝肉回復基調の中で、ブロック内の枝肉が高い県がある一方で、低い県では、その県の事情によせず交付金単価が低くなるという矛盾を踏まえ運用調整が行われている。法律改正後の本格的な制度の適用であり、肉牛農家間の不公平とならない制度や小規模経営も存続できる規模別算定方式等、大いに検討されるべきではないか考える。

2、畜安法改正による制度の評価と問題点

1) どう評価するか

マルキン制度自体は、数ある農畜産物価格の補償対策の中で、最も優れた制度だと思っている。生産費を基準に、粗収益との差を補填する、所得補償的な制度は現在ほとんどない。そのため、それが恒久的な制度として法

律に位置付けられたことの意義は非常に大きいと受け止めている。

乳価についても、従来は加工原料乳価に対して不足払い制度として生産費の補填を行い、その原料乳価安定の上で、飲用乳価の安定が図られていた。しかし現在は、従来の水準を踏襲しつつ実体的に積み増しされているが、不足払いのように、理論的には生産費を基準とする補填ではない。

また米価についても、五年間のうち三年を基準にした基準収入との差額の九割を補填する収入減少影響緩和対策(H一九〇二年)があったものの、対象は認定農業者等に限定される一方、米価の下落と連動して所得は順次減少し、厳しい環境におかれた。その状況下、平成二二年からは、戸別所得補償制度(H二二二二五)として、生産費を基準とした価格(所得)補償制度がつけられた。つまり、市場の価格動向に基づいた補償制度ではなく、生産費に基づく生産者の所得補償制度の創設となった。それに伴い、米の所得補償と同等の水準の所得を補償する麦大豆・飼料稲・飼料米等の所得安定対策が確立された。その後、米の所得補償制度は廃止され、従来のナラシ対策にもどされたが、転作作物等にかかる経営安定対策は、現在も続いている。

そうした経過を見ると、肉用牛肥育経営安定制度は、

はじめから生産費を前提とした所得補償制度を基礎としており、すべての農畜産物の価格(所得)補償制度の中でも、特段すぐれていると評価している。

2) 課題と問題点

だが、一方、これまでの経過でみてきたように、BSE発生時とか、異常な飼料の輸入価格の上昇とか、放射能汚染時の消費減退とか、とても価格変動のブレが大きい分野である。そして、肉用牛の場合は、A・一頭当りの価格が大きく、経営資金についても価格変動は大きな影響を与えること。I・肥育期間など飼養期間が長く、急激な情勢変化には対応できないこと。ウ・生産費に占める労働費の割合が、その他の農畜産物と比べても低く、飼料などの物財費の高騰による影響が大であり、所得確保対策が重要となること。という要因をもつ。そのため、いざという時の経営への安定対策としては、十分な点がある。

それが、積立金制度と、補償割合である。

① 積立金制度の課題

二〇一一年ごろの動き(図2)でみたように、補填すべき対象差額が一六万円以上となれば、その差額に占める生産者積立金負担は、二五%で三二〇九九円となる。これは当時、ホルスタイン種オスの価格補填時の数値を基準としているが、この時の家族労働費は、二八〇〇〇

円であり、生産者は、一頭で確保できる労賃以上のものを拠出することになる。そうした問題点にも直面した。通常所得以上の掛金を支払い担保する保険契約はあり得ないのではないかという思いを強くしたものである。

現在は、この掛け金に対し、各県レベルで助成している県もあるものの、基本的な考え方からすると、家族労働費の少なくとも〇〇〜一〇%に上限を設定する、もしくはその範囲で一頭当りの積立金負担額を決定するなど、積立金の設計を見直す必要がある。

② 補償割合の課題

そして、補償割合である。原則は、一〇割補填とし、生産性向上要因として、生産費の設定の基準に加味すれば足りるのではないかと考える。牛のように、外部要因等に依って大きな変動がある場合、九割と言っても、現状の掛金(積立金割合)を考えると実質三二・五%は生産者負担となっており、六七・五%の補填にしかならない。生産費に占める労働費が低い中で、これまでの一〇年来の危機のような事態が発生すれば、到底家族労働費も補填できない事態も起こりかねない。

そのため、一〇割が難しいとすれば、少なくとも積立金の負担を軽減もしくは廃止することを前提として、BES発生時の対応がそうであったように、物件費一〇割、家族労働費九割などの改善も必要かと考える。

牛マルキン制度があり、経営の安定へ貢献しているといっても、**図3**でみたように、飼養頭数は回復せず、また農家戸数も、ここ五年間では五〇頭規模以上は若干増加しているものの、小規模は減少している。さらに一〇年単位で見ると、どの規模においても、減少している。

(表1)

したがって、マルキン制度による経営安定対策の充実
は不可欠と言ってよい。

農水省の担当者からは、上記要請に対しては、モラルハザードを起こしかねないという話をよく聞かされた。絶えず、生産性を上げて利益の上げようとすることは当たり前であり、この制度により、生産を維持するため、消費と生産との乖離、販売価格と生産費の乖離をすべて補填することに問題はない。生産費以上の販売で経営が安定すれば、補填も発生しないわけで、一〇割補填があるからと言って墮農になるわけではない。

肉用牛の規模別の生産性目標を設定し、上記のような内容での制度を確立すれば、少なくとも経営努力によって、規模に関わらず安定と発展する経営を見通しすることのできる制度になると確信する。

また、この制度の充実は、主要農産物をはじめ、他の農畜産物にも拡大すべき制度につながるものと考えている。

表 1

年次	全国 肉用牛産肉頭数規模別飼養戸数(頭)年次統計										
	計										
	1~4	5~9	10~19	20~49	50~99	100~199	200頭以上	500頭以上			
2001	109,700	46,000	26,100	16,700	11,330	4,200	2,810	2,560	2,560	...	
2002	103,700	41,900	24,200	17,000	11,180	4,150	2,780	2,600	2,600	...	
2003	97,700	37,800	23,200	16,500	10,800	4,220	2,750	2,580	2,580	...	
2004	93,300	34,900	22,400	16,200	10,520	4,350	2,960	2,400	2,400	...	
2005	89,100	33,300	21,800	14,900	10,110	4,100	2,520	2,310	2,310	...	
2006	85,100	31,000	21,000	14,100	9,900	4,300	2,520	2,260	2,260	...	
2007	82,000	28,600	20,300	13,800	9,910	4,250	2,640	2,420	2,420	...	
2008	80,000	26,300	19,200	14,600	10,600	4,400	2,570	2,430	2,430	706	
2009	76,900	26,100	17,800	13,300	10,500	4,200	2,570	2,390	2,390	774	
2010年	74,000	24,300	18,000	12,400	10,300	4,650	2,480	2,510	2,510	792	
2011	69,200	22,400	16,000	12,100	9,880	4,170	2,540	2,190	2,190	780	
2012	64,800	21,200	14,300	11,500	9,050	4,240	2,340	2,190	2,190	733	
2013	60,900	19,300	13,500	10,600	9,190	3,820	2,300	2,190	2,190	718	
2014	57,200	18,100	12,900	9,680	8,280	3,870	2,270	2,140	2,140	715	
2015	54,000	16,700	11,500	9,610	8,260	3,730	2,130	2,110	2,110	728	
2016	51,500	13,800	11,600	9,510	8,310	3,780	2,310	2,280	2,280	714	
2017	49,800	13,200	10,300	9,970	7,880	4,200	2,100	2,220	2,220	741	
2018	48,000	12,400	9,620	9,480	8,070	4,150	2,090	2,210	2,210	769	
2019	46,000	11,600	9,520	9,120	8,020	3,910	2,180	2,250	2,250	759	
09/19年対比	59.8%	42.1%	53.5%	68.6%	76.4%	93.1%	84.8%	94.1%	98.1%	98.1%	
14/19年対比	80.4%	60.8%	73.8%	94.2%	96.9%	101.0%	96.0%	105.1%	106.2%	106.2%	



3、今後の取り組みについて

1) 消費者の多様なニーズに応える畜産を

畜安法は、「国民消費生活の安定に寄与することを目的」とも謳っている。国内の生産基盤の確立と併せ、国民への畜産物を安定的に供給すること、それは物量だけでなく、品質や価格も含めて、消費者ニーズに応えることも重要な畜産農家の使命である。

畜産経営の安定を考える上では、安定的な消費および、安定的な生産の両側面を絶えず考えておく必要がある。今回、新型コロナウイルスによりインバウンド需要が突如に消滅し、外食需要が激減した。消費の減退が進み、価格も下落した。昨年の秋以降は、コロナ対策としての国産牛肉の消費拡大支援もあって、回復の兆しを見せている消費と枝肉価格であるが、今後の展開では、極めて不安定である。

また、輸出についても、輸出補助金等の制度を創設すれば、可能であろうが、急速な拡大は困難である(これは主食である水稲にも言える)。そして、世界の食糧事情や食肉の消費動向などを考慮すると、今後どういった取り組みが必要となるであろうか。

鳥取県畜産農協では、これまで、ホルスタイン種オスを中心に、飼料稲等の自給飼料を利用しながら、国産・

安全・循環等にこだわった飼養管理を行っていたところであるが、日豪EPAやTPPなどの影響もあって、ホルスの肥育農家は壊滅的となり、また酪農家からのホルオスの確保も、雌雄判別の進展や和牛ETの移植などの進展により難しい環境となっている。そうすると、国民への国内産牛肉の提供としては、やはり和牛を中心に、高級品から大衆向けまで、多様なニーズに合った多様な生産が必要になってくると思われる。

もちろん、今後の畜産を考える上で、日本農業のなかに占める畜産の位置づけ、食糧安保など自給率確保の位置づけを踏まえ、生産費を補う政策と国民の理解の後盾は当然必要である。だが、取組の方向として、コストダウンの方向性は不可欠となる。資源循環、環境保全などの取り組みも併せ、国内生産の価値を高める。そして、クラスター事業で唱えられているごとく各団体が連携していく事で、食の安全・確保について、その必要性の認識を高め、国内の生産と消費を安定させていく運動を強める必要があると考える。

最後に、私の現場で、現在取り組んでいる事例を二つ紹介したい。

2) 放牧や飼料稲などの自給飼料活用の和牛繁殖経営の取り組み

一つは、飼料稲・飼料米を利用し、繁殖経営や肥育経

営のコストを下げる。特に和牛繁殖経営においては、放牧を取り入れ、地域の耕作放棄地・里山の活用、水田放牧等によるコストダウンと景観保全、さらに餌となる飼料稲・飼料米の作付け拡大により水田機能の保全と自給飼料の確保を図り、かつコストダウンを行うものである。

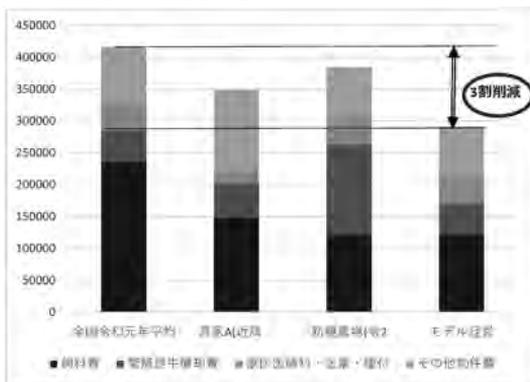
現在、私が組合長を務める農事組合法人「八頭船岡農場」では、飼料稲・飼料米の作付け五一・四ha(二〇二〇年度実績)に取り組み、四月～十一月の放牧を取り入れた和牛繁殖経営(対象牛は八頭)を行っている。経営コストの概略は別表の通りである。(図5)

新規に畜産経営をはじめて三年目で、母牛の導入が高コストになった時期であったため、雌牛の償却費が一四二千円となり、全国平均をわずかに下回る生産費である。だが、飼料費が全国平均の五割近まで減少でき、償却費を全国平均とすると、労賃除く物件費が約三割削減できることを実証している。

新規就農や新規参入の場合、どうしても導入コストが高くなり経営負担が大きくなるわけだが、償却が進み自家保留が増えてくると、償却も低減でき、三割負担軽減は大いに可能となる。なお、農家Aは飼料稲主体の経営体、また新規農場(八頭船岡農場)の畜産規模は成牛二頭、哺育・手育成牛九頭(R二年二月末現在)であ



図5 和牛子牛の1頭当り生産費比較



	全国令和元年平均	農家A(近畿)	新規農場(令2)	モデル経営
飼料費	235,611	148,285	121,254	121,254
繁殖雌牛償却費	48,909	53,991	142,213	48,909
獣医医師料・医薬・種付	45,083	19,071	41,740	41,740
その他物件費	86,077	127,187	79,348	79,348
計	415,680	348,535	384,555	291,251
全国平均対比	100%	84%	93%	70%

る。

3) 酪農・和牛経営の連携によるリーズナブルな和牛肉の安定供給の取り組み

もう一つは、繁殖肥育一貫経営から、地域での連携を踏まえた乳肉一貫、酪農と肉牛経営の連携体制の構築によるコスト削減である。

本来酪農経営の環境が厳しいから、雌雄判別によって後継牛を確保しつつ、副産物収入確保のために、和牛の種活用による交雑子牛やE Tの移植による和牛子牛の確保に移行している。しかし、経営的には、酪農は生乳収益があり、餌等のコストは生乳生産のためのコストであって、和牛繁殖のように餌代等を子牛生産のコストとして見る必要もない。経営的には、移植する種や卵が安価であれば、和牛のヌレ子や育成牛を和牛専門の繁殖経営より安価で提供が可能となる。

紹介するのは、一〇〇〇頭規模の酪農経営体「みんなの牧場」(成牛五〇〇頭、育成等後継牛約五〇〇頭、出資額一酪農家、生協、専門農協、地域の会社により約一億六千万円)を中心とした取り組みである。

ここでは、酪農経営体、和牛の哺育・肥育を行う専門農協、生協の三者で契約し、E Tの移植から、哺育・育成・肥育、そして解体処理・ブロック肉の提供、消費者への供給へ、リーズナブルで安全安心の和牛肉を提供す

るフードチェーンの確立に実践的に取り組んでいる。

みんなの牧場では、二〇一八年三月経営スタート後、雌雄判別による後継牛の確保に取り組み二〇一九年一二月末で五〇六頭(事故等は除く)確保しており、今後後継牛の初妊牛にはすべて和牛E Tの移植、経産牛に雌雄判別もしくはAI人工授精の体制を取っていく。結果的には、年間一〇〇頭〜一五〇頭のE T和子牛を確実に確保できる見込みとなる。

みんなの牧場は、産直の将来を考慮の形態として鳥取県生活協同組合、生活協同組合コープしがの二生協に各三千万円出資を受けているが、和牛肉の供給について、つぎのとおり試算し取り組みを進めている。

〈和牛の供給スキーム〉

提供は、月四頭を前提。

・みんなの牧場↓美歎牧場(鳥取県畜産農協)へ供給

ヌレ子販売一〇〇、〇〇〇円(月四頭)

・美歎牧場 哺育センターで哺育育成、美歎牧場で肥育

二六カ月(哺育育成六カ月+肥育二〇カ月)×六七五円×三〇日

※一日経費六七五円(飼料費四七五円+飼育経費二〇〇円)

出荷までの経費五二六、五〇〇円

供給価格の決定は 合計六二六、五〇〇円の生産費
 標準枝重四八〇^キ、格付け三または四、とし、標準枝肉単価一四五〇円とする。

結果的には、四八〇×一四五〇ー(六二五五〇〇十七五四六)＝六一、九五四円が美敷牧場の収益

二六カ月間の飼養結果、枝重・格付結果によるインセンティブ・ペナルティがあるにしても、消費者には非常にリーズナブルな価格で和牛肉の供給が可能となる。

現状の和牛の子牛および肥育牛の生産費は表2のとおりであるが、前述の飼養管理には、飼料稲やWC Sや飼料米SGSを活用しており、餌コストの低減の取り組みも含め、挑戦的な取り組みと考えている。

表2 令和元年 全国平均肉牛生産費

	子牛生産費	去勢若齢肥育生産費			
素畜費		844,283	一貫でみると		
飼料費	235,611	323,576	餌料計	559,187	41.8%
母牛償却	48,909		母牛償却	48,909	3.7%
医療費他	45,083		医療費他	45,083	3.4%
労働費	183,010	77,887	労賃計	260,897	19.5%
その他	86,077	78,077	その他	164,154	12.3%
小計	598,690	1,323,823	地代資本利子	70,077	5.2%
地代資本利子等	56,910	13,167	計	1,148,307	85.9%
合計	655,600	1,336,990	残余	188,683	14.1%

残余は、流通費・子牛部門利益

コロナ禍の窮状を軽減した改定畜安法による 牛マルキンと今後の課題

学校法人中村学園 顧問 甲斐 諭

1、改定畜安法により法制化された牛マルキン

肉用牛肥育経営安定交付金制度（以下、牛マルキン）は、TPP11協定の発効に伴い、平成三〇年一月三日以降、従来の予算事業（畜産業振興事業）から改定畜安法（「畜産経営の安定に関する法律」）に基づく交付金制度として制定された。制度は図1のように標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の九割が肉用牛肥育経営安定交付金として交付されることを主内容としている。

制度の詳細は次の通りである。①負担割合は国と生産者が三対一であり（交付金のうち、1/4に相当する額は生産者負担金による積立金からの支出）であり、②補填割合は標準的販売価格と標準的生産費の差額の九割、

③対象品種は肉専用種、交雑種、乳用種（三区分別）、④対象者は肥育牛生産者であり、⑤所要額は平成三〇年度以降令和二年度まで九七七億円であった^[1]。

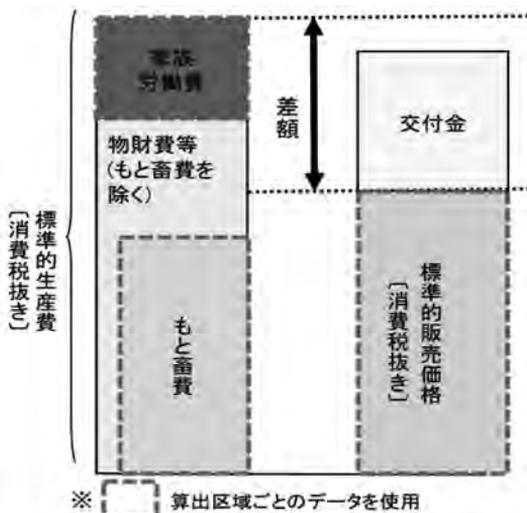
2、牛マルキン制度による生産者への交付金交

付の実績

牛肉の卸売市場価格は毎年一二月に高く、一月にはその反動で下落する傾向にある。表1に示した牛枝肉の卸売市場価格は平成三〇年一二月から三一年一月には六七%下落している。

その枝肉価格の下落に対して交付金が交付された。表2に九州の四県の実績を示している。標準的販売価格が高い宮崎県（一二七・三万円）では標準的生産費が一二二・二万円と安く、約五・一百万円の利潤が発生していた

図1 牛マルキン制度の概要（令和2年2月まで）



資料：農水省「肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の概要」より作成。

表1 牛枝肉の卸売市場価格（和牛・去勢・A4）

（単位：円/kg）

	平成30年12月	平成31年1月	下落率
東京	2,703	2,513	-7.0
大阪	2,694	2,535	-5.9
福岡	2,690	2,542	-5.5

資料：日本食肉市場卸売協会HPから作成。

ために交付金が交付されなかった。一方、販売価格が一五・一万円と比較的安く、生産費が一三・五万円であり、利潤がマイナス八・三万円である大分県では約七・五（ 118.3×0.9 ）万円の交付金が交付されていた。

平成三十一年一月には鹿児島県を含め和牛主産地の各県の生産者が交付金の交付を受けたが、東北地方（福島県を除く）や関東地方（山梨県を除く）、それに宮崎県、岡山県、山口県、香川県などの生産者は交付金の交付を受けていなかった。

3、算定基礎資料の見直しと新たな問題点

↳ 県単位からブロック単位へ

交付金の交付を受ける県と受けない県が混在した状況は令和二年二月まで続いたが、その間に交付金を受けていない諸県において制度への不満が発生した。その改善策として、**図2**のように標準的販売価格が全国一〇ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄）のデータを利用して算出され、標準的生産費は都道府県の区域毎に算出された。その改善は令和二年三月から実施された。

しかし、新たな問題点が発生した。**図3**の低い販売価格の県の生産者の交付金交付額は（A―D）の九割であ

るが、岐阜県や石川県、福井県の属するブロック販売価格はC水準になるので、交付金交付額は（A―C）の九割となる。結局、（C―D）の九割が減額されることになる。

この問題点の解決のために令和二年六月から高い販売価格のうち全国平均に対し偏差値七〇（平均十二 σ ）以上の県はブロックから除外され、単独で算定されることになり、現在に至っている。

4、コロナ禍で機能を発揮した牛マルキンと生産者積立金の枯渇

高級食材である和牛肉は、高級外食店やホテルで主に消費されていたが、コロナ禍によりそれらの場所での飲食が激減したために牛肉需要が「蒸発」し、**図4**のように食肉卸売市場における牛枝肉価格は令和二年四月を中心に暴落した。

この未曾有の難局において牛マルキン制度は強力な機能を発揮し、生産者の窮状を軽減した。牛マルキンが生産者に対して激変緩和の機能を果たしたことは高く評価されるべきである。

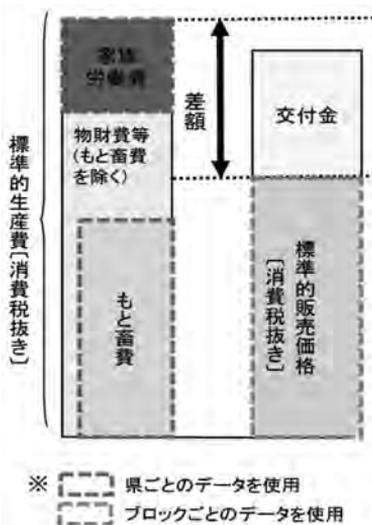
しかし、交付金の財源の四分の一は生産者からの拠出金に依存しているために、価格暴落時には生産者が負担すべき財源が枯渇し、国負担の四分の三の金額しか交付

表2 交付金交付状況（平成31年1月）

	福岡県	大分県	宮崎県	鹿児島県
標準的販売価格①	1,190,976	1,151,448	1,272,864	1,240,677
標準的生産費②	1,231,439	1,234,604	1,222,223	1,248,296
差額③ (③=①-②)	▲ 40,463	▲ 83,156	50,641	▲ 7,619
交付金④ (④=③×0.9)	36,416.7	74,840.4	—	6,857.1
交付後損益 (③+④)	▲ 4,046.3	▲ 8,315.6	50,641	▲ 761.9
生産者負担金	21,000	27,000	7,000	18,000

資料：農水省「肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の概要」より作成。

図2 牛マルキン制度の変更（令和2年3月から）



資料：農水省「肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の概要」より作成。

図3 牛マルキン制度の交付金交付の模式図

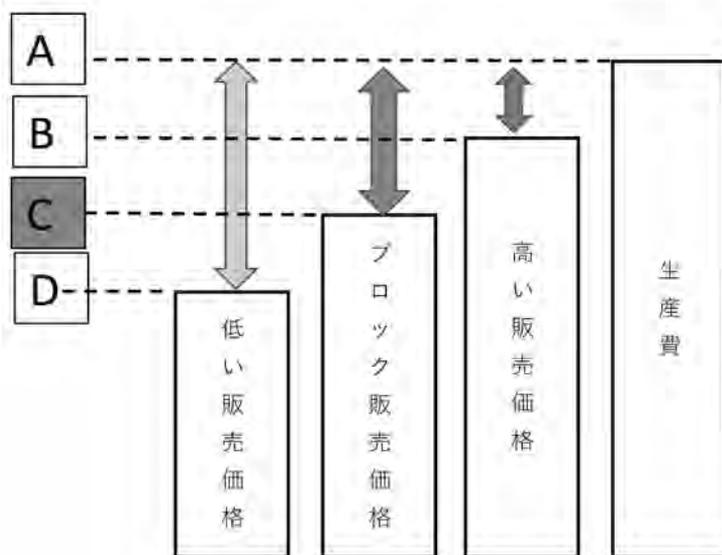
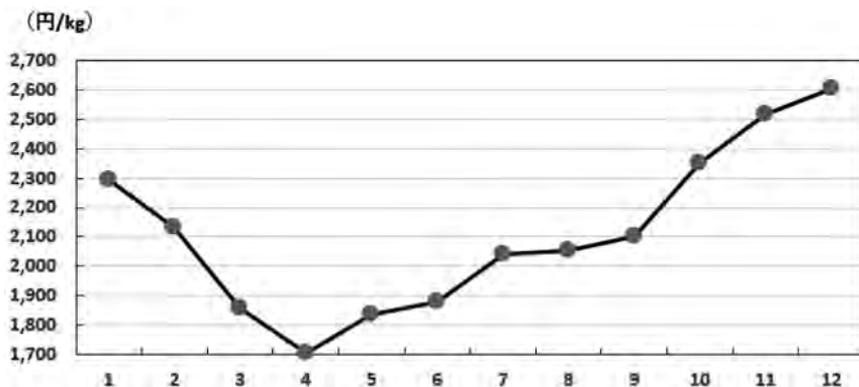


図4 コロナ禍により急落した牛枝肉価格
(令和2年月別、東京市場、和牛、去勢、A4)



資料：日本食肉市場卸売協会HPから作成。

できない状況に直面した。ちなみに令和二年四月には一三県で生産者からの財源が枯渇する事態になった。緊急時の生産者負担部分の財源確保対策が今後の新たな課題として浮上した。

5、福岡県における事例分析

畜産が盛んな九州にあって九州最大の都市である福岡市（人口一六〇万人）を擁する福岡県の肉用牛飼養頭数は必ずしも多くはない。しかし、官民の弛まぬ努力によって肉用牛飼養戸数は平成二九年の一八七戸から令和二年には一九六戸に増加し、また飼養頭数も同期間に二一、三七一頭から二一、八三九頭に増加している²⁾。

牛マルキン事業を担当している福岡県畜産協会の資料から作成した表3（肉専用種）³⁾によれば、令和元年一月の粗収益から生産コストを引いた差額（利潤）はマイナス五〇、五六二円であり、交付金単価では四五、五〇六（＝五〇、五六二×〇・九）円であった。

コロナ禍が深刻になっていった令和二年五月には利潤はマイナス二五五、三四三円になり、交付金単価は二二九、八〇九円に跳ね上がっている。牛マルキンが如何に生産者を支援したかが理解できる。

しかし、生産者積立金が不足し、七月からは交付金単価が国の負担部分である四分の三のみとなったことを表

3は示している。

牛マルキンは、コロナ禍のように危機が長引くような緊急時（激変期）に財源不足に直面し、機能を十分に発揮できないという問題点があることが明らかになった。緊急時の財源の確保などの新たな支援策が必要である。

6、牛マルキンを維持するための肉用牛飼養の構造改善

コロナ禍が発生する前の令和元年一月の福岡県の肥育牛生産コスト（肉専用種）を表示したのが表4である。生産コストは一、二二二、八七七円であるが、そのうちもと畜費が七六一、九四三円で六一・三%を占めている。飼料費は二九二、〇二二円で二三・九%に過ぎない。

牛マルキンを維持するためには図3のA水準である生産コストの大半を占めるもと畜費を引下げる必要があることは論を待たない。もと畜費は子牛市場価格が決まるが、その背景にある子牛生産費の節減が不可欠であり、それには繁殖牛経営の構造改善が必要である。

以下、わが国の肉用牛飼養の改善点を分析しよう。

7、二律背反の繁殖牛経営と肥育牛経営の収益

構造

子牛を販売して経営を展開している繁殖牛経営の収益

コロナ禍の窮状を軽減した改定畜安法による牛マルキンと今後の課題 -----

表 3 福岡県における牛マルキンの実態（肉専用種）

（単位：円/頭）

	令和元年	令和2年				
	11月	1月	3月	5月	7月	9月
粗収益	1,172,315	1,131,996	1,016,351	972,007	1,043,771	1,059,371
生産コスト	1,222,877	1,208,846	1,222,556	1,227,350	1,251,154	1,250,896
差額	▲ 50,562	▲ 76,850	▲ 206,205	▲ 255,343	▲ 207,383	▲ 191,525
交付金単価 4/4	45,506	69,165	185,585	229,809		
交付金単価 3/4					-139,984	129,279

注：福岡県では令和2年7月から生産者積立金が枯渇。

資料：福岡県畜産協会資料より作成。

表 4 福岡県における肥育牛生産コスト（肉専用種：令和元年11月）

（単位：円/頭、%）

粗収益		1,172,315		
生産コスト		1,222,877		100.0
内訳	もと畜費		761,943	62.3
	飼料費		292,021	23.9
	その他		73,845	6.0
	労働費		71,932	5.9
	支払い利子		12,120	1.0
	支払い地代		461	0.0
	と畜経費		10,555	0.9
差額		▲ 50,562		
交付金単価 4/4		45,506		

資料：福岡県畜産協会資料より作成。

性とその子牛を肥育もと牛として子牛市場で購入して肥育している肥育牛経営の収益は基本的に二律背反の宿命にある。繁殖と肥育を両立させる一貫経営は数少なく、この二律背反問題は長期に亘り未解決の難題になっている。

その状況を模式図として描いたのが図5である。子牛価格が高騰した時は繁殖牛経営の収益性は高く、肥育牛経営の収益性は低い。子牛価格が下落すると状況は逆転する。

8、横断面データからみた肥育牛経営の多頭化に伴う収益性向上

平成二九年時点での横断面データである農林水産省の「平成二九年畜産物生産費調査」から得られた肥育牛経営の肥育牛飼養頭数規模別一日当たり家族労働報酬は図6のように図示される⁽⁴⁾。一日当たり家族労働報酬(Y)と肥育牛飼養頭数(X)の関係は図の中の式のよう⁽⁵⁾に右上がりの直線で表現される。

9、頭数規模拡大に必要な省力化と技術革新の採用

前述のように多頭化に伴い収益性が向上するが、それ

図5 子牛価格の変動に起因する繁殖牛経営と肥育牛経営の収益性変動の模式図

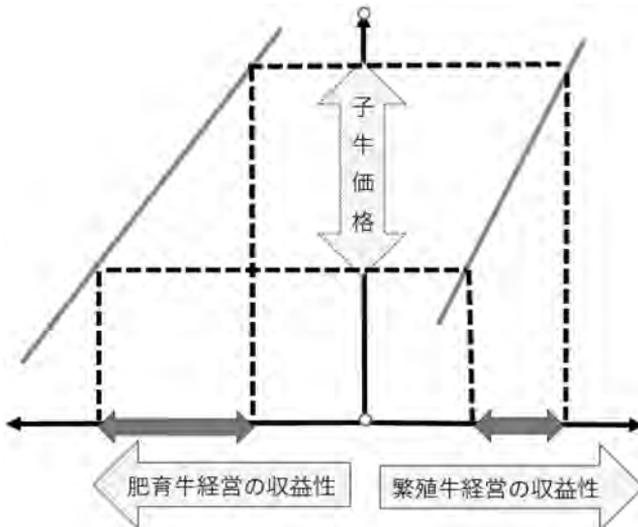
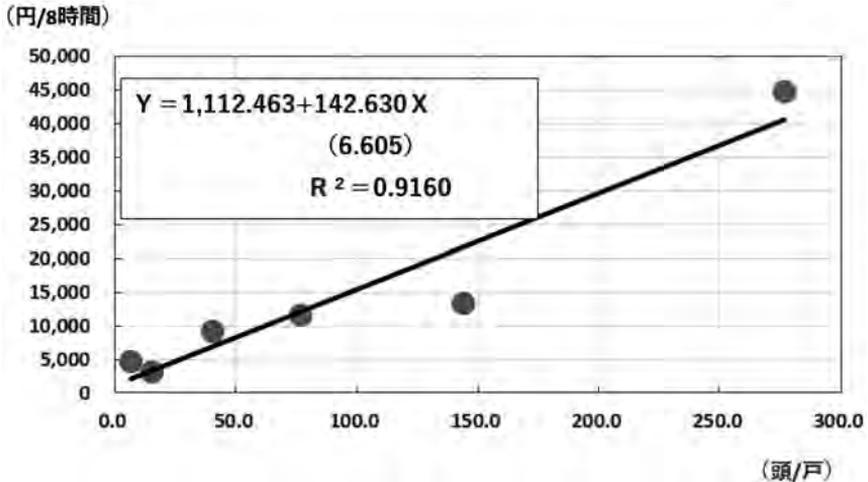


図 6 肥育牛頭数規模別 1 日当たり家族労働報酬 (平成29年)



資料：農林水産省「畜産物生産費調査」より作成。

は多頭化に伴う省力化によってもたらされた効率化の成果である。

平成二九年の肥育牛経営の頭数規模と一頭当たり労働時間を分析したのが、図 7 と図の中の式である。同図によれば多頭化に伴い省力化が進展するが、ある頭数を超えると逆に労働時間が多くなることが明らかになった。

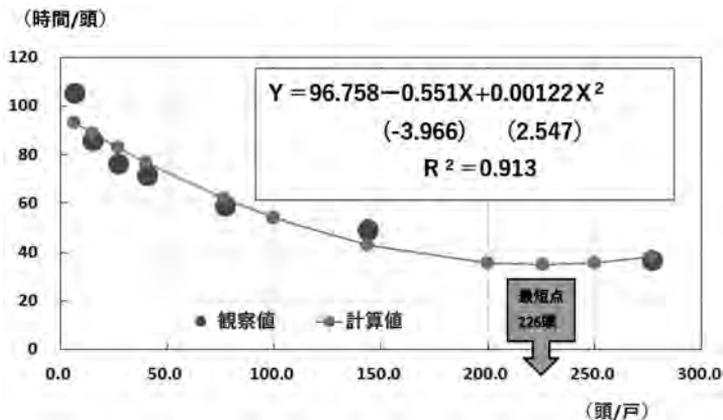
同図から肥育牛飼養頭数が二二六頭になる時点で飼養管理労働時間が最も短くなり、それを超えると徐々に労働時間が長くなること明らかになった。

同様のことは繁殖牛経営にも指摘できる。平成二九年の繁殖牛経営の頭数規模と一頭当たり労働時間を分析したのが、図 8 と図の中の式である。同図から繁殖牛飼養頭数が五六頭になる時点で飼養管理労働時間が最も短くなり、それを超えると徐々に労働時間が長くなること明らかになった。

図 9 によれば、短期技術水準Ⅰのもとで規模 A 点を超えて拡大すると一頭当たり飼養管理労働時間が長くなる。更に拡大し、効率化を図るには短期技術水準Ⅱへの移行が不可欠になる。長期的に拡大するには短期技術水準Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの連続した採用が必要である。

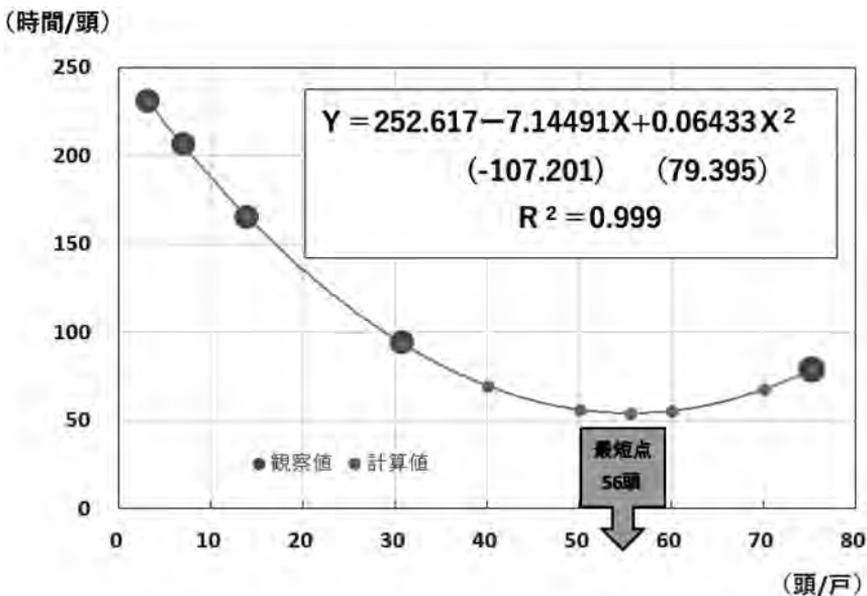
10、牛マルキンの果たしている機能の評価と今後の課題

図7 肥育牛頭数規模別肥育牛1頭当たり労働時間（平成29年）



資料：農林水産省「畜産物生産費調査」より作成。

図8 繁殖雌牛頭数規模別子牛1頭当たり労働時間（平成29年）



資料：農林水産省「畜産物生産費調査」より作成。

牛マルキンは激変緩和に有効に機能してきたと高く評価できる。しかし、①支援が長期化すると生産者負担の財源が枯渇するので、新たな財源の確保が必要である。②販売価格のブロック集計に伴い販売価格が平均より安い県では交付金が減少し、高い県では交付金が増えるという新たな不平等が発生している。③牛マルキンを持続的に維持するには繁殖牛経営と肥育牛経営の多頭化を図り、生産費の削減を図る必要がある。

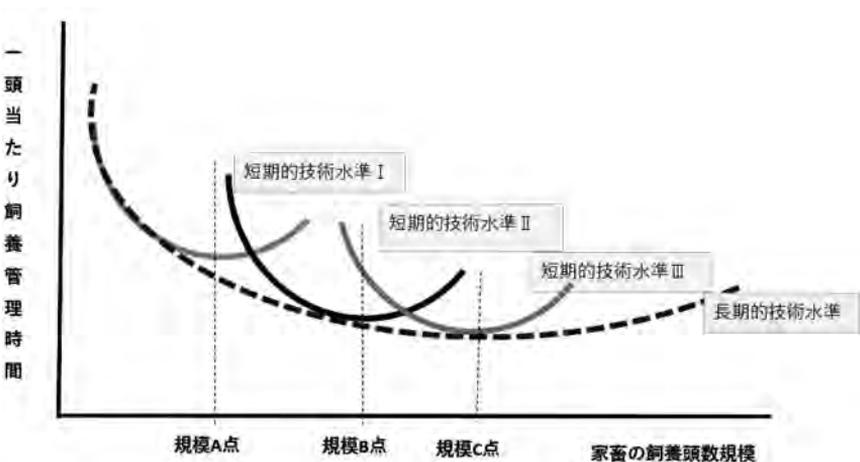
参考文献

- 〔1〕 農水省「肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要」。
- 〔2〕 福岡県畜産課HP (令和二年一月一三日参照)
- 〔3〕 福岡県畜産協会提供資料
- 〔4〕 甲斐論「農場HACCPとJGAPを取得したみらいファーム株式会社志布志農場の生産基盤強化機能」『畜産の情報』No. 三六五、二〇二〇年。

《謝辞》

本稿を草するに際し、福岡県畜産協会から親切なご教示と詳細な資料提供を受けた。記して感謝の意を表するとともに牛マルキン制度への真摯な取組みと生産者への熱心な支援に敬意を表します。

図9 家畜の飼養頭数規模拡大に伴う技術水準高度化の展望



「改正」後三年を迎えた畜安法の課題

東京大学大学院農学生命科学研究科教授 鈴木 宣弘

集乳停止事件の発生

畜安法を改定して、自由化された生乳流通の期待の星と規制改革推進会議がもてはやした会社が二〇一九年一月末ごろから一部酪農家からの集乳を停止したと、二〇二〇年三月に報道された。

同社は二〇一九年一月以降、生乳の品質異常などを理由にオホーツク管内と十勝管内の酪農家計九戸の生乳集荷を停止し、生乳は三カ月にもわたって廃棄された。生乳を廃棄した九戸のうち三戸は同社に出荷を続け、残りはホクレンに出荷先を切り替えるなどした。

二〇二〇年四月一四日の記者会見で農水大臣は「混乱が起きたことは非常に遺憾」、「受け入れ拒否や廃乳をしたことが客観的に見て正しい判断だったかはさらなる聞

き取りが必要」と述べたが、農水省は「生乳廃棄については当事者間の契約に関わる問題であり、法令違反には当たらない」としている。酪農家の乳質問題が発端だったようだが、それだけで幕引きできるのか、十分な検証が必要と思われる。

そもそも、「酪農家が販路を自由に選べる公平な事業環境に変える」と政権は畜安法改定の意義を強調したが、単に自由にすれば社会的利益が増やせるというのは机上の空論に近いことは、タクシー業界の規制緩和をはじめ、何度も経験してきたことでもある。

規制改革の本質

規制改革と言うと、みんなが対等に競争して全体の利益が増えるかのように見えるが、その本質は、地域の均

衡ある発展のために長年かけて築いてきた公的・相互扶助的ルールや組織を壊す、ないしは改変することによって、地域の既存事業者のビジネスとお金を一部企業が奪えるようにすることである。

そのためには、農産物の「買い叩き」と資材の「吊り上げ」から農家を守ってきた農協共販と共同購入もじやまである。だから、世界的に協同組合に認められている独禁法の適用除外さえ不当だと攻撃しだした。ついには、手っ取り早く独禁法の適用除外を実質的に無効化してしまうべく、独禁法の厳格適用で農協共販つぶしを始めた。畜安法改定は、「共販破り」を正当化することによる農協共販潰しの一環として捉えることができよう。

秩序ある流通が不可欠な生乳

特に、腐敗ししやすい生乳が小さな単位で集乳・販売されているのでは、極めて非効率で、酪農家も流通もメーカーも小売も混乱し、消費者に安全な牛乳・乳製品を必要ときに必要な量だけ供給することは困難になる。つまり、需給調整ができなくなる。

だからこそ、まとまった集送乳・販売ができるような農協による共同出荷システムが不可欠であり、そのような生乳流通が確保できるように政策的にも後押しする施策体系が採られているのは、世界的にも多くの国に共通

している。

象徴的なのは、「生乳の腐敗性と消費者への秩序ある販売 (orderly marketing) の必要性から、米国政府は酪農を、ほとんど電気やガスのような公益事業として扱ってきており、外国によってその秩序が崩されるのを望まない。」(フロリダ大学キルマー教授という言葉である。

しかも、欧州では生乳共販強化が進められているときに、日本はそれに逆行して、「全量出荷を求めてはいけない」として共販を弱体化し、共同出荷の流通に乗らないアウトサイダーを施策(補給金交付)対象に「格上げ」して、多様な流通を促した。そのモデルとなった会社が、生乳を販売しきれなくなった。

EUでは、二〇〇九年に飼料価格高騰による酪農家の苦境を経験し、二〇一五年からの生乳の生産調整の廃止に伴う乳価下落の影響も懸念されていた。そうした事態の酪農への影響を緩和するには、寡占化した加工・小売資本が圧倒的に有利に立っている現状の取引交渉力バランスを是正することにより、公正な生乳取引を促すことが必要との判断から、二〇一一年に「ミルク・パッケージ」政策が打ち出された。その政策の一環として、独禁法の適用除外の生乳生産者団体の組織化と販売契約の明確化による取引交渉力の強化が進められている。

頻発したバター不足の原因が酪農協(指定団体)によ

って酪農家の自由な販売が妨げられていることにあるとして、酪農協が二股出荷を拒否してはいけないと規定して酪農協の弱体化を推進する我が国の異常性が際立っている。かつ、これに先立つ農協法改正で専属利用契約(組合員が生産物を農協を通じて販売する義務など)は削除され、加えて事業の利用義務を課してはならないと新たな規定を設けてしまっている。

乳質問題で幕引きできるか

集乳停止をした会社は、加工向けより価格の高い飲用で売るとして、酪農協に出荷していた酪農家を取り込んで集乳量を増やしていったが、需給が緩めば飲用で処理しきれなくなって買えなくなる懸念は想定できた。需給調整機能を持たない組織が取扱量を増やせば、需給調整を混乱させて酪農家を苦しめる。酪農家の乳質問題があったと説明されているが、それは口実に近い、それだけで片付けられない本質があるように思われる。

需給調整機能を発揮し、酪農家との契約を守るのが認定の要件だから、今回の件によって、当該組織は要件を満たせなくなったはずである。法改定にあたり、需給調整に責任を持つよう「用途別販売計画に基づき監視する」(飲用向けと加工向けの用途別の販売計画を出してもらい、日本全体の用途別の需要から見て、飲用向け

が多すぎないか、といったチェックを行う)ことで、補助金対象になる要件を確認することになっていった。

規制改革推進会議での検証の必要性

こうした組織は、農協が需給調整をしっかりとすることを前提にして、ニッチ・ビジネスをするアウトサイダーだから価値がある。会社側も「規制改革推進会議に乗ったが、キャパシティが足りない」と漏らしていたという。農協による生乳流通にも改善すべき点、酪農家の要望に応えきれない点もあるから、それらに因應するアウトサイダーがいてくれて「共存」が成り立つ。それを無理やり、協同組合と同列に「格上げ」するために、法改定までして需給調整機能を壊した責任を誰がとるのか。

サッチャー政権の時に、酪農協を解体した英国では、酪農家が分断され、生乳は買ったたかれ、乳価が暴落し、酪農家の暴動まで起きた。我が国の東日本大震災後の水産特区でも、漁協以外にも権利を付与すればうまくいくとして事業を開始した会社は地域の出荷ルールを守らず、ブランドを壊し、自身も大赤字に陥った。こうした歴史と経験に学ばず、農協共販から抜ければ農業所得が増えると言って、畜安法を「改正」して、このような事態を招いた。

畜安法の再見直しの議論

また、「いいとこ取り（独自ルートで有利に販売できる分だけ自分たちで販売して売れ残り分だけ組織に販売委託する）の部分委託は認めない」ように措置すると言っていたが、やはり無理だった。実質的に部分委託を認めないことにしないかぎり、いいとこ取りは防止しきれないのも目に見えていた。

そもそも、「二股出荷を拒否してはいけない」という趣旨を規定している国は世界にない。まとまった集送乳・販売が不可欠な生乳については、EUでも、一般的には、酪農協の組合員が二股出荷をすることはなく、内規などで全量出荷が規定されている。協同組合は組合員の総意のもとで定款・内規を作成しており、それは独占禁止法の適用除外の権利として認められているので、農協が決定すれば、それに横槍は入れられない（矢坂雅充先生）。

日本でも農協に対する独占法の適用除外の趣旨は基本的には同じであると考えられ、生乳生産者による共同販売事業としてその事業に参加する組合員が内部ルールに従って拘束されること自体は問題ではないはずである

（注1）。

そうすると、日本における畜安法改定は、独占法の適

用除外（独占法の二二条Ⅱ農家がまとめて販売する行為は取引交渉力の強い買手との競争に資するものでカルテルとは見做さない）の権利を畜安法で無効にしてしまうという矛盾した立法行為といえる。つまり、独占法違反の法改定をしてしまったことである。こうした点も踏まえ、畜安法の改定がもたらしたことについて率直に検証し、畜安法をもう一度見直すことは不可避と思われる。

ただ、農水省の担当部局を批判するのは酷な面がある。農水省の担当部局が頑張っても、その意思と反する方向に導かれてしまうことになった。畜安法では、官邸に懸念を表明した担当局長（事務次官候補）と課長は「異動」になった。それでも、「省令で『いいとこどり』の二股出荷は拒否できるように規定するから」と担当部長（現次官）は酪農関係者に説明し、実際、彼らは一生懸命知恵を絞っていた。しかし、「上」からの「生乳出荷は自由選択にしたいんだ。小細工すると、君もわかっているよね」との圧力で、結局、有効な生乳共販弱体化の歯止めはできなかった（注2）。農水省の元幹部は日本農業新聞のコラム記事で、「アウトサイダーまがいの集乳業者が指定事業者になるというブラックユーモアのような改正を余儀なくされた」と述懐している。

(注1) しかし、農協の定款や規約が初めから組合員が全量を出荷する義務を負うといったルールを設けている場合はともかく、新たに定款等を変更し全量出荷義務を課すことには問題がないわけではない。多数決原則による定款変更等で新たな義務を負うことに反対の組合員を拘束することができるようにするには、法律上の根拠が必要となる。しかし、すでに、専属利用契約は先の農協法改正で削除され、加えて事業の利用義務を課してはならないと新たな規定を設けたので、少なくとも定款等で全量出荷義務を課することはできない(定款変更の認可は下りない)状態になっている(明田作氏)。

(注2) 畜安法の改定は、五〇年ぶりの見直しという重大な案件なのに、農政審の畜産部会で一度も議論されずに進められるという異常な事態であった。最初から結論ありきで、①補給金対象を限定しない、②全量委託を要件としない、ことが決まってしまい、あとは条件闘争のみになっていた。「生乳流通を自由にする」と明言する一方で、「生乳需給調整に国が責任を持つ」、「用途別販売計画に基づき監視する」、「いいとこ取りの部分委託は認めない」と法に書いたり、説明されたりしたが、以下のように、三つのいずれも実効性が担保できると思えなかった。

(1) 国が需給に責任もつ?

コメについては生産調整から手を引くという政府が、酪農については「生乳需給調整に国が責任を持つ」という奇妙な趣旨を法に入れたが、「生乳流通自由化」の下で「生乳需給調整に国が責任を持つ」というのは矛盾する。過剰乳製品の買上げシステムなども正式に廃止する中で、政府による需給調整機能が発揮できるわけがない。

(2) 販売計画で監視する?

補給金対象になる要件として需給調整に責任を持つよう「用途別販売計画に基づき監視する」というが、簡単に監視できないし、個々の計画の達成と国全体の需給とは別物である。また、需給事情の変化に基づく調整が生じるのが常であるから、当初の販売計画がそのままではかえって需給は混乱してしまう。

(3) いいとこ取りは認めない?

「いいとこ取りの部分委託は認めない」と言うが、実質的に部分委託を認めないことにしないかぎり、いいとこ取りは防止しきれない。「季節変動を超える変動」や「売れ残り」の判断は難しく、「極端に考えれば、乳価の高い飲用向けが全て共販外に流出し、乳製品向けだけが共販に残存する事態も考えられる。」(清水池義治先生)

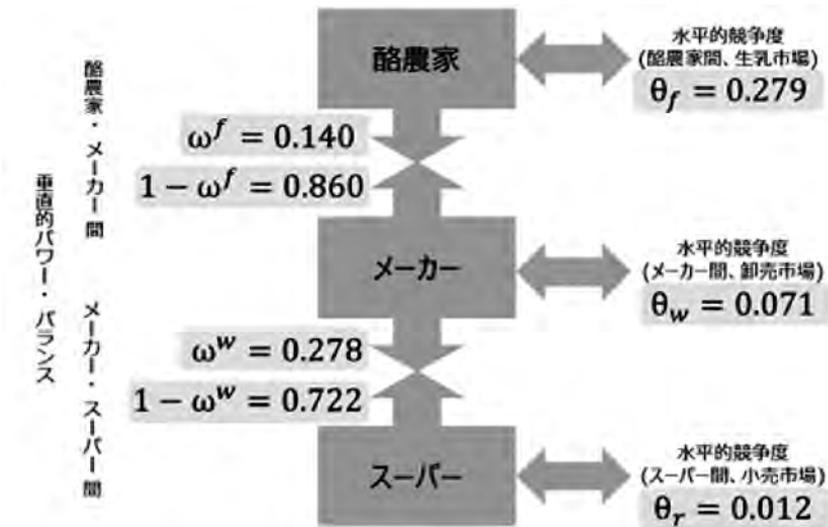
酪農における農協・メーカー・小売間のパワー・バランス

酪農における農協・メーカー・スーパー間の力関係を計算してみたら、スーパー対メーカー間の取引交渉力は七対三で、スーパーが優位、酪農協対メーカーは一对九で生産サイドが押されている。だから二〇〇八年の餌危機のとき、餌代がkgあたり二〇円も上がって、生産者が何とかしてくれと言ったけれど、小売大手が駄目だと言って、酪農家がバタバタと倒れた。これは日本が最も顕著だった。

他の国では小売価格も数カ月のうちに三〇円/ℓも上がって、皆が自分たちの大事な食料を守るシステムが動いた。このシステムが働かないのが日本である。これも「今だけ、金だけ、自分だけ」の「三だけ主義」だ。買叩いてビジネスができればいい、消費者も安ければいいと。こんなことをやって、生産者がやめてしまったら困るのは国民である。みなで泥舟に乗って沈んでいくようなものだと認識して、どうやって自分たちの食料を守っていくのかを考えなくてはいけない。

いまでも買叩かれてはいるのに、対等な競争条件のために、共販・共同購入への独禁法の適用除外をやめさせるべきだという議論は、大手小売がさらに買叩いても

図1 酪農協・メーカー・スーパー間のパワー・バランスの推定値



資料：結城知佳・佐藤起・鈴木宣弘による。

(注) $\omega = 0$ が完全劣位。 $\omega = 1$ が完全優位。 $\theta = 0$ が完全競争。 $\theta = 1$ が完全協調

うけるための口実で、競争条件をさらに不当にするものである。大手小売の「不当販売」と「優越的地位の濫用」こそ、独禁法上の問題にすべきである。

カナダの牛乳は一リットル三〇〇円で、日本より大幅に高いが、消費者はそれに不満を持っていない。筆者の研究室の学生のアンケート調査に、カナダの消費者から「米国产の遺伝子組み換え成長ホルモン入り牛乳は不安だから、カナダ産を支えたい」という趣旨の回答が寄せられた。生・処・販のそれぞれの段階が十分な利益を得た上で、消費者もハッピーなら、高くても、このほうが皆が幸せな持続的なシステムではないか。「売手よし、買手よし、世間よし」の「三方よし」が実現されている。(注)。

(注)ただし、カナダがこのようなシステムを維持するには、海外からの安い牛乳・乳製品を遮断する必要があるため、TPPで断固たる対応が必要になり、カナダはそれを押し通した。カナダはTPP参加国に対する無税の輸入枠(TRQ)を新設するが、それを超える輸入に対する高関税には手を付けずに維持することに成功している。EUに対しても、新NAFTA(北米自由貿易協定)でも同じように守った。

問題にすべきは小売の市場支配力と指定団体の機能喪失による乳価下落のシミュレーション

指定団体制度による現状の生乳市場の協調と競争のバランスが崩れ、完全に競争的になれば、飲用向けの増加、加工向けの減少、生乳生産の減少、乳製品輸入の増加、乳価の下落、酪農所得の減少が引き起こされることは以下のシミュレーションにも示されている。

酪農における農協・メーカー・スーパー間の力関係を計算してみたら、先の図1のとおり、スーパー対メーカー間の取引交渉力は七対三で、スーパーが優位。酪農協対メーカーは一对九で生産サイドが押されている。これを前提にして、表1のケース①のように、酪農家間の競争が激化し($\theta f \parallel 0$)、メーカーに対する取引交渉力がなくなった場合($\omega f \parallel 0$)には、表3のシミュレーション結果の①のように、酪農家の飲用乳価は一六円程度下落する可能性がある。言い換えれば、組織に結果することで、一六円/ℓだけ飲用乳価を高く維持する効果が発揮されていることを意味する。

さらに、生処販の価格交渉において、五対五の取引交渉力(図のモデルで $\omega \parallel 0 \cdot 5$)を対等な水準として、そのときに計算される価格を適正価格として設定することはひとつのアイデアである(表2)。この場合、飲用

「改正」後三年を迎えた畜安法の課題

乳価は生産者段階で六円、卸売段階で四円、現状より高くなる(表3)。この視点からは、二〇一九年度の円の飲用乳価引き上げは妥当な方向性と考えられる。

つまり、現状は「不当な価格引き上げ」とは逆に「不当な買いたたき」の状況下であり、独禁法の適用除外をなし崩しにする取締まり強化は間違いで、むしろ共販を強化すべきで、かつ、大手小売の「不当廉売」と「優越的地位の濫用」こそ、独禁法上の問題にすべきということになる。

我々はブロック別モデルによるシミュレーションも行った。改定畜安法により、二股出荷をしたり、農協組織から抜けて別ルートで飲用向け出荷を増やす酪農家が北海道を中心に激増して市場が混乱すると、最悪の場合、「畜安法」という欄のような大幅な乳価下落(例えば、関東では一〇三円↓九五円)が懸念される。総生産量も六六〇万トン程度まで減少しかねない。言い換えれば、組織に結集することで、例えば、関東では八円/kgだけプール乳価を高く維持する効果が発揮されていることを意味する。

それに加えて、TPP11、日欧EPA、日米

表1 指定団体解体のケース設定

ケース	パラメータの変化			パラメータの変化が示す意味	
	θ_f	ω^f	$\theta_w, \theta_r, \omega^w$	酪農家間の水平的競争	酪農家のメーカーに対する価格交渉力
①	0	0	いずれも不変	最大に激しくなる	完全になくなる

表2 適正価格実現のケース設定

ケース	パラメータの変化		パラメータの変化が示す意味	
	$\theta_f, \theta_w, \theta_r$	ω^f, ω^w	酪農家、メーカー、スーパーの水平的競争	酪農家とスーパー間、メーカーとスーパー間の垂直的パワー・バランス
②	不変	ともに0.5	変わらない	平等になる

表3 シミュレーション結果

ケース	PW(円)	PF(円)
①	162.9 (0)	86.7 (-16.4)
②	167.0 (+4.1)	109.0 (+5.9)
現状	162.9	103.1

(注) PF(飲用の生産者乳価)、PW(飲用の卸売乳価)の値は2003年から2012年の1000ml当たりの平均値。()内は現状との差。

F T A の影響が加わるとどうなるか。以前の T P P 12 の政府による影響試算でも、最大八円/kg 程度の加工原料乳価の下落が生じると見込まれていたもので、その値を適用して試算すると、「畜安法&自由化」の欄のように、乳価下落が一層進む（例えば、関東では一〇三円↓九五円↓九〇円）懸念がある。総生産量も六〇〇万トン程度まで減少しかねない。

しかし、ここで、全国の酪農家が踏ん張り、結束を強化する方策を相談して、例えば、現在の全国九ブロック（広域指定団体）を北海道、東北+関東、北陸+東海、近畿+中国+四国+九州、の四つに集約し、一定の協調関係が確保できたとしたら、「畜安法&自由化&四ブロック」の欄のように、乳価も生産量も、ほぼ現状を維持できるのである。

結束を強化し、委縮せずに堂々と権利を主張すべき

このように、組織弱体化を狙った法・制度の改悪や貿易自由化（T P P 11 + 日米 + 日 E U）によるクワトロパンチを、逆にバネにして、自分たちの力で、自分たちの経営を守り、国民への牛乳という大事な基礎食料の供給を確保することは可能なのだということを、しっかりと認識し、一人一人が全力で結集力の強化に取り組みこと

表 ケース別の総合乳価（円/kg）と生産量（万t）

	現状 (2014)	畜安法	畜安法 & 自由化	畜安法 & 自由化 & 47 ブック
北海道	85.8	81.4	75.0	83.2
東北	100.5	87.9	82.4	99.0
関東	102.6	95.3	90.2	106.3
北陸	115.1	98.1	93.0	120.5
東海	105.6	97.7	92.6	120.1
近畿	108.9	95.8	90.7	107.7
中国	105.3	98.1	94.8	110.1
四国	107.3	91.9	88.6	103.9
九州	100.1	89.3	86.1	101.3
総生産	730.7	659.8	601.9	734.0
飲用	388.3	429.7	440.7	352.5

注：「畜安法」＝指定団体の協調が崩壊した場合。

「自由化」＝T P P 11などで加工乳価が8円/kg下がった場合。

「4 ブロック」＝指定団体が全国4つに合併した場合。

資料：川口雅正・九州大学名誉教授、安達英彦・東京大学農学特定支援員らによる試算。

が不可欠である。

独禁法を農協共販に厳格適用することで、「適用除外」をなし崩しにしようとする攻撃も強化されつつある。しかし、独禁法の厳格適用を恐れてはいけない。萎縮効果を狙った動きに過剰に反応したら、思う壺にはまる。日本でも共販は独禁法の適用除外と規定されているのに、共販破りを推進する改定畜安法は、独禁法と相反し、法律間の矛盾を生む「重大な欠陥」を有している。世界的にも認められている共販の権利は堂々と主張し続けるべきである。

まとめ 酪農の未来に向けて

日本では、酪農所得の低迷の原因が政府による規制と酪農協による規制にあるとして、一層の規制撤廃と貿易自由化を推し進めようとしている。

「公」（公共政策）、「共」（共助・共生組織）をなくして「私」（私益追及）のみにすれば経済厚生は最大化されると市場原理主義経済学は説くが、その前提条件の「完全競争」（誰も価格に影響力を持たない）は実在しない。

「勝者」が市場支配力を発揮し、「買ったたき」「つり上げ」で市場を歪め、儲けを増やす。さらに、資金力を利用し、政治と結びつき、さらに自己利益を拡大できるルール変更を求め（レント・シーキング）、「オトモダチ」

への便宜供与、国家私物化、世界私物化が進展し、さらなる富の集中、格差が増幅されるのは「必然」である。これを食い止めるには、「公」と「共」の役割が不可欠である。

現状の酪農所得の低迷の原因は、①生乳市場における取引交渉力の格差、②政府によるセーフティネットの欠陥、にあり、小売の力が強い市場での規制緩和は、競争条件の対等化でなく、一層不当な競争に生産者をさらす。規制緩和が正当化できるのは、市場のプレイヤーが市場支配力を持たない場合であることを忘れてはならない。一方のマーケットパワーが強い市場（小売が強く、しわ寄せが酪農家にいく）では、規制緩和は、一方の利益を一層不当に高める形で市場をさらに歪め、経済厚生を悪化させる可能性があり、理論的に正当化されない。

マーケットパワーが存在する市場では、規制緩和でなく、一方に偏る利益を是正するために、①取引交渉力を強化できる共販組織、②政策的なセーフティネットこそが正当化される。各国は、それに沿った政策的関与を行っている。EUやカナダは①②の両方、米国は主として②で対応している。

共販のルールに縛りをつける改正畜安法は、世界の動向にも逆行し、本来の独禁法の精神（農協共販を規制しない）と矛盾する「重大な欠陥」を有している。小売の

マーケットパワーが強く、「買ったたき」構造がある中、共販の弱体化は完全に間違っている。パワー・バランスの観点からは、酪農家の飲用乳価は今より六円/kg高くなるべきというのが我々の試算である。これ以上、酪農協組織が弱体化させられたら、飲用乳価は最大一六円/kg程度下がるとの懸念も我々の試算で示されている。言い換えれば、酪農協に結集することによって、一六円の乳価維持効果が発揮されているということである。

政策的には、独禁法と矛盾する改定畜安法の再見直しが必要である。そして、いまこそ、TPPプラスの自由化ドミノに歯止めをかけるとともに、酪農にも、せめて牛肉・豚肉のような「酪農版マルキン」（四半期ごとの家族労働費を含む生産コストと市場価格との差を補填する）といった所得の下支え対策を提示すべきである。畜産クラスター事業と国産チーズ振興への助成金の拡充などだけで相殺できるものではない（政府部内にもさすがにこのままでいいのかという議論が出てきた）。

一九六一年の不足払い導入時の国会議事録には、早晩、都府県酪農は環境問題も一因となり、立ち行かなくなるから、加工原料乳地帯の北海道酪農を支えて、次第に飲用乳も北海道が供給する時代に備えること、自由化が進めば加工原料乳は海外との競争で立ち行かなくなるが、飲用乳は大丈夫、といった「総飲用化」のシナリオ

も想定されていた。改定畜安法によって、総飲用化が加速されつつあるが、それは需給調整も困難にし、チーズの需要の伸びにも対応できず、正しい方向性ではない。

「酪農版マルキン」ができない理由として政府は「二重の政策はできない」と「意図的安売りを招く」を主張してきた。しかし、日本の加工原料乳補給金に匹敵、いやそれ以上の役割を果たす政府の乳製品買い上げ十（加工原料乳地帯からの距離に応じた）用途別乳価の最低価格支払い命令に加えて、それだけでは、飲用乳地帯の生産コストがカバーできる保証がないから、最低限の所得（乳価－飼料コスト）を補填する仕組みを米国でも補完的に組み合わせたのだから、我が国で、「補給金と所得補償は両立しない」という議論は成り立たない。

酪農所得低迷の根本原因の一つは、我が国では、二〇〇一年以降は、加工原料乳に生乳1kg当たり一〇〇程度

の固定的な補給金が支払われるのみなので、酪農家の生産コストがカバーされる保証がないことが挙げられる。

「加工原料乳価＋補給金＋輸送費」 飲用乳価

78 + 12 + 20 = 110(円)
 という関係式からわかるように、加工原料乳補給金の引き上げは、やがては、その分だけ都府県の飲用乳価も上昇させる効果がある。たとえば、加工原料乳のみへの補給金の五円引き上げに一〇〇億円（一円あたり二〇億円

として)を投入することで、都府県の飲用乳価も含めて、全体を五円引き上げることができるといふ点で、極めて財政効率的なのである。しかし、こうして決まる乳価水準では、都府県酪農の再生産に必要な所得水準が提供できる保証はない。それが現に生じている。だから、米国の立論がそのまま当てはまる。

また、モラルハザード(意図的な安売り)を招くから無理との指摘がなされてきたが、これもナンセンスである。安くなればコメ農家や酪農家向けの財政負担が増え、消費者の利益は拡大する。消費者利益の増大のほうが財政負担の増加より大きいので、日本社会全体では経済的利益はトータルで増加するというのが経済学の教えるところであり、我々の試算でもそうなる。「消費者負担型から財政負担型政策へ」と言ってきたのは政府である。

メガ・ギガファームの振興を否定はしないが、一部の企業の経営さえ伸びればよいという政策の方向性が有効でないことは、継続的な生産構造の脆弱化と生乳生産の減少が止まらないことよって明確に示されている。畜産クラスター事業に対しては、「規模拡大要件が厳しく、一気に大幅な規模拡大を計画しているようなメガ・ギガファームしか活用できず、家族経営が多様な形態で持続するのをサポートする政策が必要だ」との声は全国各地

の酪農家から高まっている(国は規模要件を緩和したというが、現場では変わっていないとの声が未だにある)。

世界情勢を見ると、他国の生産コストは上がり、需給も中長期的には逼迫が見込まれる中、今を頑張るって国内の生産を維持できれば展望が開ける。酪農をめぐる現状は厳しいが、ここが酪農家、乳業メーカーにとって踏ん張りどころであるし、それに対して政策ではここまでやるという最低限の目安を示してもらうことがぜひ必要である。つまり、日本の酪農・乳業も、もう一踏ん張りして、今を耐え凌ぎ、かつ、適切な政策支援が明確に示されれば、経営の持続的発展が見込める。だから、いまを乗り切れるかどうかが決定的に重要なのである。現場の酪農家にどうしても必要な政策支援をしっかりと確保しつつ、もう一踏ん張り努力すれば、必ずや明るい未来が開けてくる。日本酪農・乳業の底力を見せるときである。

この点で、最近の乳業メーカーを中心とした取組みは心強い。まず、J・milkを通じて各社が共同拠出して産業全体の長期的持続のために個別の利益を排除して酪農生産基盤確保の支援事業(導入牛への補助)を開始した。新しい酪肉近の生乳生産目標の設定にあたっては、業界から八〇〇万トンという意欲的な数字を提示し、「八〇〇万トンを必ず買います」と力強く宣言して

いる。さらに、具体的にどうやって八〇〇万トンに近づけていくかの行動計画も提言「力強く成長し信頼される持続可能な産業をめざして」<https://www.j-milk.jp/news/teigen2020.html>で示しており、本来、国が提示すべきことを自分たちでやっていこうという強い意思が感じられる。酪農家とともに頑張る覚悟を乳業界が明確にしていることは励みになる。JA組織も系統の独自資金による農業経営のセーフティネット政策を国に代わって強化すべきである。以前、農機メーカーの若い営業マンの皆さんが「自分たちの日々の営みが日本農業を支え国民の命を守っていることが共感できた」と講演後の筆者の周りに集まってくれた。生産者と関連産業と消費者は「運命共同体」である。

本当に持続できるのは、人にも牛にも環境にも種にも優しい、無理をしない酪農だ。外部依存でなく地域循環でないと持続できぬ。経営効率が低いかのようにいわれるのは間違いだ。最大の能力は酷使でなく優しさが引き出す。無理しない酪農は長期的・社会的・総合的に経営効率が最も高い。放牧によるCO₂貯溜なども含め、環境への貢献は社会全体の利益だ。

酪農家は、自分達こそが国民の命を守ってきたし、これからも守るとの自覚と誇りと覚悟を持ち、そのことをもっと明確に伝え、安くても不安な食料の侵入を排除

し、自身の経営と地域の暮らしと国民の命を守らねばならない。消費者は、それに応えてほしい。生産者から消費者までの強力なネットワークこそが強い酪農の源泉である。

改正畜安法下の生乳流通から見えてきたこと

北海道からの視点

北海道大学大学院農学研究院基盤研究部門農業経済学分野 清水池 義治

1、改正畜安法施行から三年

二〇一八年四月の改正畜産経営安定法（以下、改正畜安法）の施行により、加工原料乳生産者補給金制度（以下、補給金制度）は大きく変更され、特に生乳流通に関する制度は従来とは根本的に異なる制度体系となった。それから三年近くが経過した。

いわゆる「いいとこどり」の問題や生乳卸売業者との出荷トラブルが散発しているものの、指定生乳生産者団体（以下、指定団体。注1）による生乳共販体制で担保されてきた公正な乳価形成、円滑な需給調整が決定的に毀損される事態は、現時点では起きていない。むしろ、新型コロナウイルス感染症流行による需要激変に対して、指定団体はその需給調整機能を通じて酪農経営への影響軽減に奏

功していると言える（小田二〇二〇参照）。しかしながら、改正畜安法下で、指定団体共販の変質や機能不全に繋がりがねない矛盾が潜在的に深まっていると考えられる。

本稿は、改正畜安法下の現状分析を通じて、制度改正による生乳流通の変質を考察することを課題とする。まず、改正畜安法が酪農政策の新自由主義化の完成という性格を持つ点を指摘する。次に、北海道を事例に、系統共販外出荷を行う生産者の動向とホクレンによる新たな共販ルールづくりを検討する。続いて、これら系統外出荷の分析から得られる示唆を論じる。

2、酪農政策の新自由主義化

（1）指定団体制度の性格

改正畜安法の前に、改正畜安法で廃止された指定生乳

生産者団体制度（以下、指定団体制度）を簡単に論じた。指定団体制度とは、地域ごとに指定される指定団体への生乳出荷（注2）を酪農家に対する補給金交付の要件とする。指定団体による高い共販率の実現を目的とする制度であった。この指定団体の高い共販率を政策手段として、補給金制度の目的である適切な乳価形成と需給安定が達成されてきたと言える（清水池二〇一七）。

補給金制度が発足した一九六六年度以降、補給金制度は度重なる運用変更、制度改正が繰り返されたが、この指定団体制度の枠組みは維持されてきた。乳製品の買入介入の停止（一九七九年）、乳製品向け乳価の政府価格の廃止（二〇〇一年）など、政府による直接的な規制が後退する中で、指定団体は酪農経営・需給安定の両面で重要な政策手段であり続けた（注3）。

このように、指定団体制度は、農家のための農協に留まらず、食料の安定供給といった国民生活に資する公共性を帯びた「制度としての農協」（太田原二〇一七、二〇二〇）の典型例であった。

（2）改正畜安法の新自由主義的性格

改正畜安法による補給金制度の変更点は、生乳流通面に着目すると以下の通りである（注4）。

第一に、補給金交付要件からの指定団体出荷の削除

で、これは指定団体制度の廃止を意味する。代わって、「年間販売計画」の提出など新たな交付要件が設定された。

第二に、指定団体出荷と並行して他の事業者へ生乳を出荷する部分委託（いわゆる「二股出荷」）の解禁である。改正畜安法では、年間を通じて生乳取引が安定的に行われない場合、並びにその他政省令で定める場合を除いて、指定事業者（旧指定団体）は受託販売を拒否できないと規定された。すなわち、この拒否要件を定めた政省令に部分委託は含まれないため、部分委託が容認されたことになる。指定団体出荷は、従来、全量委託を基本に運用されてきたが、今回の改正で部分委託が大幅に容易となった（注5）。

ただし、部分委託の濫用による農協事業へのフリーライド（ただ乗り）、すなわち「いいとこどり」を防止するため、季節変動を超えて増減する取引、短期間の取引、特定用途のみの取引、統一基準に適合しない取引、契約数量から大幅に増減する取引、虚偽・不正の申出による取引などは、指定事業者は拒否できるとされた（改正畜安法施行規則第十九条）。

改正畜安法は、同時期に行われた経済連携協定による関税撤廃・削減と合わせて、一九八〇年代から進んできた酪農政策の新自由主義化の完成と言える。一九六〇年

代に確立した基本法農政は、市場メカニズムの規制を通じて経済民主主義の実現を意図しており、指定団体制度もその一つであった。政策手段としての農協活用放棄を意味する指定団体制度の廃止と、系統共販外出荷を促進する部分委託の解禁は、酪農分野で長らく残存してきた基本法農政の最終精算であり、指定団体共販が依然として存立しているとしても、大きな転換点と思われる。

3、改正畜安法下の生乳流通——北海道を事例に——

(1) 系統共販外出荷の動向

本節では、北海道を対象に、改正畜安法施行以降の生乳流通の状況を検討する。

まず、改正畜安法施行（二〇一八年四月）後、系統共販外出荷の大幅な増加は見られない。北海道の生乳生産量（農水省「牛乳乳製品統計」とホクレン受託乳量との差額を系統外出荷量の近似値とすると、生乳生産量に占める系統外出荷シェアは、二〇一七年度三・一％、二〇一八年度三・四％、二〇一九年度四・〇％で^{注6}、制度改正後は約一ポイントの増加となった。ただし、北海道の指定団体であるホクレンの共販率はまだ九五％以上を維持している。

系統外出荷を行う生産者戸数で見ても同様の傾向である。二〇一八年度以降、ホクレン全量委託から全量系統

外出荷、あるいは「二股出荷」へ切り替えた生産者は、各年度で一桁に留まっている。逆に、二〇二〇年度には全量系統外出荷、あるいは「二股出荷」からホクレン全量委託へ戻る生産者も複数戸、出てきている。

二〇二〇年度時点で、系統外出荷戸数はおよそ四〇戸である（サツラク、函館酪農公社など伝統的な系統外出荷生産者を除く）。その大半が全量系統外出荷で、「いいとこどり」が問題となりやすい「二股出荷」を行う生産者は一〇戸未満である。系統外出荷生産者の多くは釧路・根室地域に所在している。

(2) 系統共販外出荷を行う生産者の動機

筆者は、二〇一六年以降、北海道の系統外出荷生産者組織として急成長している「ちえのわ事業協同組合」（以下、ちえのわ事業協）とその組合員にヒアリングを行ってきた。その一部を紹介したい。

ちえのわ事業協は、生乳の自主流通を通じた独自ブランド確立を目的に、根室地域別海町の生産者四戸が二〇一四年に設立した生産者組織である。事業内容は、生乳の共同販売を中心に、事務作業代行、研修会などである。

二〇一九年一月現在で組合員戸数は三三戸、うち生乳出荷戸数は三〇戸である。組合員の所在地は、別海・浜中地区に集中している。二〇一四年の出荷戸数は四戸、出荷数量は五、〇〇〇tであったが、二〇一九年には三

○戸、三・五万tまで拡大した。組合員一戸あたり平均年間出荷数量は一、二〇〇〇〜二、五〇〇tで、大規模な企業の経営が多い。

ちえのわ事業協は事前に決めた乳価で組合員の庭先で生乳を買い取り、生乳卸売業者か乳業メーカーに生乳を販売する。その差額がちえのわ事業協の収益となるが、必要経費を控除した残額は組合員へ還元する。販売用途が飲用牛乳で、精算業務の煩雑さ回避のため、ホクレンのような乳質・乳成分格差金制度はない。ただし、乳質・乳成分検査は毎行い、基準以上であることを確認している。一定基準をクリアした生産者しか組合加入を認めていないため、組合員の乳質・乳成分は平均より高い印象である。

ソフトタンクを搭載した保冷トレーラーを運行して集乳し、都府県の乳業メーカーへ販売、関東のスーパーチェーンなどで「別海のおいしい牛乳」「浜中のおいしい牛乳」といった独自ブランド牛乳として販売されている。従来、生乳卸売業者を介した取引が多かったが、二〇二一年度からは大半がちえのわ事業協と乳業メーカーとの直接取引に切り替わる予定だ。

ちえのわ事業協に加入して系統外出荷を行う生産者の動機は、事前の予想より多様であった。分かりやすいのは高乳価だが、これを挙げた生産者は多くはなく、複数

の理由のひとつに過ぎないという印象を受けた(注3)。実際、ちえのわ事業協への加入時期にもよるが、ちえのわ事業協の乳価(飲用向け主体)とホクレンのプール乳価との差額はさほど大きくはない。中には、乳質・乳成分格差金がないため、ホクレン出荷時より乳価が低下した生産者もいた。

多くの生産者が指摘したのは、限られた生産者の生乳を原料として、「別海」「浜中」といった地域限定の牛乳として販売可能な点である。自分の高品質な生乳とそうではない生乳との合乳に対する忌避感情を示した生産者も多かった。これは指定団体共販だと一律に合乳され、自身の生乳がどうなっているかが不明瞭に見えることへの不満の裏返しである。ちえのわ事業協は乳業メーカーから牛乳を購入し、組合員へ毎週配布している。実際に最終製品を見て日常的に消費することが、経営者だけではなく、従業員のモチベーション向上にも繋がる点を高く評価していた。

また、以前から加入する単協やホクレンへの否定的評価が、系統外出荷への大きな動機になっている生産者も見られた。具体的には、ホクレンの乳価交渉や各種手数料・検査料(単協含む)、過去の生産調整などへの不満である。生産者の系統農協への否定的評価は、その生産者の所属する単協による差が大きく、単協による過去の

対応が系統外出荷の要因になっている場合もあると感じられた（単協によっては農協への否定的評価がほばない場合もあった）。

二〇一八年度以降、ちえのわ事業協で「二股出荷」を行う組合員は数戸である。その動機を尋ねると、全量系統外出荷でも良いが、それだと単協の手数料収入が減少するため、「二股出荷」によって単協に配慮していると回答した生産者が複数存在した。多くが隔日出荷（ちえのわ・ホクレンⅡ一・一）であったが、乳業メーカーの購入可能量に合わせた変則的な比率を採用しているケースもあった。

（3）ホクレンによる生乳取引ルールの策定

ホクレンは、「いいとこどり」の発生を受け、「いいとこどり」に該当する取引は原則拒否とする生乳取引の「全道ルール」を策定、二〇二一年度から運用を開始する。

すでに、二〇一九年度から、一方的な年度途中の契約解除や変更など「いいとこどり」発生時に、対象となる生乳1kgあたり三円の支払いを該当生産者に求める共販事業維持負担金を導入しているが、これも含めて全体的な取引ルールを明確化したことになる^{注8)}。

全道ルールは以下の三点から構成される。

第一に、「いいとこどり」に該当する生乳取引の定義である。これは改正畜安法施行規則第十九条に列挙され

た事項をそのまま適用している。すなわち、季節変動を超えて増減する取引、短期間の取引、特定用途のみの取引、統一基準に適合しない取引、契約数量から大幅に増減する取引、虚偽・不正の申出による取引などである^{注9)}。

第二に、「いいとこどり」と判断された生乳取引の申出の原則拒否である。契約年度中の申出は原則拒否し、契約数量の変更は年度単位で行う。加えて、「いいとこどり」の生乳取引が発生して五年以内に再び同様の取引があった場合、契約年度中でも契約を解除し、その次年度も生乳取引の申出を拒否するとした。

第三に、二点目に関する救済措置で、「いいとこどり」でも生乳取引の申出を引き受ける条件である。例えば、系統外出荷の継続不能に伴うホクレン出荷再開を拒んだ場合、出荷できない生乳が長期間発生する可能性があるが、こうした事態を回避する観点からである。救済措置の実施条件は、①需給緩和と判断される状況にない、②生乳需要（生乳不足）期である六月から十一月の間、③過去五年間に「いいとこどり」に該当する行為がない、④変更後の契約が「いいとこどり」ではない、⑤共販事業維持負担金の支払い、⑥過去に同・負担金の未払いがない、の六点である。

「いいとこどり」を行う生産者に対するペナルティが

明確に示され、「いいとこどり」に対するホクレンの厳しい姿勢が鮮明になったと言えよう。

4、見えてきた問題と今後の展開

最後に、改正畜安法以降の系統共販外出荷をめぐる動向から、生乳流通の課題と今後を考察したい。

第一に、「いいとこどり」に該当する事例が実際に起きているものの、その発生は現時点では減る傾向にある。北海道では、契約年度中の出荷変更は二〇一九年度に散発したが（一桁台の発生）、二〇二〇年度に入っただけは一件に留まっている。ただ、その多くは、改正畜安法や生乳取引契約の理解不足や当事者間の認識の齟齬にもとづくもので、改正畜安法制定時に懸念された明確な悪意にもとづいたフリーライドはほぼ見られないように思われる（無論、ゼロではないが）。時間経過に伴って取引関係者の制度理解が進み、またホクレンによる全道レベルの策定もあり、「いいとこどり」の発生は今後も減っていくと想定される。

ところで、二〇一九年一二月から四か月間に渡って、ちえのわ事業協と生乳卸売業者との間で「乳質」をめぐる出荷停止トラブルが発生し、一部組合員で生乳廃棄が発生した。近く両者間で近く裁判が開始されるため事実関係の論評は避けたいが、これは改正畜安法に関わる問

題というよりも、双方の間で生乳取引の考え方や取引上の暗黙の前提の差異が大きかったことに由来すると考えられる。従来、取引のなかった性格の異なる主体との新規取引で生じやすい問題だが、取引の積み重ねや取捨選択で、この種のトラブルは解消されていくだろう。

第二に、需給調整、特に需給緩和時に指定団体の行う対応に制約が出てきている（注10）。独自の販売ルートを確認したちえのわ事業協の事例から分かるように、北海道のどの地域の生産者でも系統外出荷を選択できる環境になりつつある。そのため、指定団体が生産調整などを伴う需給調整策を採用した場合、大規模経営を中心に系統外出荷へシフトする可能性があり、機動的かつ大胆な需給調整を行う余地が狭隘化していると思われる。

第三に、生乳共販を支えてきた組合員間の信頼関係の変質である。農協共販はその高い市場シェアによってメリットが得られる事業である。よって、共販加入者は、共販に加入する自分以外の生産者も継続して共販に加入し続けるという前提に立脚している。もし、そうでなければ共販への信頼や期待は低下し、共販外出荷の方が利益を得られる生産者を中心に実際に離脱者が相次ぐ。指定団体制度は、共販に対する生産者の信頼や期待を制度的に担保する効果もあったと言える。しかしながら、指定団体制度の廃止と、農協事業のフリーライド（ただ乗

り)に繋がることもある。「二股出荷」の制度的解禁は、これまで疑うこととなった他の共販加入者に対する生産者の信頼や期待を損なったのは確かであろう。「いいとこどり」を行う生産者に厳格なペナルティを課す全道ルールへの導入は、その証左のひとつである。また、前述した、生産調整という生産者に大きな負担を強いる需給調整はもうできないという認識も、そういった負担をしてまで共販に残る生産者は多くはないという不安の表出と言え、生産者間の信頼の低下が背景にある。

本来、農協共販は、協同組合としての性格と市場環境の変化に迅速に対応する必要から、組合員が同意すれば柔軟な対応ができる点が強みと思われる。だが、共販規律を強化するだけのルールの緻密化は、共販の硬直化を招く恐れがある。ペナルティを伴うルール策定は一部の生産者にとって共販体制の権威主義化と映る可能性があり、意図した共販の求心力だけではなく、遠心力としても作用するかもしれない(注11)。なお、こういった事態を招いたのは不適切な制度改正を行なった政府であり、その責任は指定団体や系統外出荷を行う生産者ではないことを念のため付言しておく。

第四に、系統外出荷で見えてくる酪農経営の「個人化」である(注12)。従来の家族経営は、販売、資材購買、資金調達など経営に必要なサービスの多くを農協に依存

し、個別経営は他者との協同の中で成り立っていた。しかし、多くの企業的な酪農経営は、経営者の経営理念や必要性、コストなどを勘案して、販売、資材購買、資金調達、企業会計処理、経営支援、従業員リクルート、労務管理・研修といった分野ごとで異なる事業者、あるいはネットワーク組織を取捨選択し、それらの組み合わせを通じて各々の経営をカスタマイズしている。そして、現在、酪農の生乳販売すらも、取り替え可能なカスタマイズ対象となった。農業生産自体は地縁的関係から完全に自由になり得ないものの、企業的経営者からすると、経営は個別の判断にもとづき個別にリスクを取って行うものになったと言える。これが酪農経営の「個人化」である。とするならば、個別経営のリスクをプールする代わりに個別経営の判断が制約される農協の事業利用は、企業的経営には本質的に馴染まないのかもしれない。企業的経営が増加しつつある酪農分野で、農協がその存在意義をどう主張するかが課題である。

本稿を締めくくるにあたり、農政上の課題を指摘して終えることにしたい。指定団体制度の廃止は、農協を政策手段として利用する政策手法の終焉と指摘した。だが、改正畜安法による今回の「改革」は、官邸主導の農政改革の性格が強く、実際の農政とうまく接合されているわけでは必ずしもない。実際に、新型コロナウイルス危機に対

応した農林水産省の緊急対策が典型的だが、指定団体は乳価や生乳需給を安定させる手段として相変わらず重要な役割を果たしている。現実問題として、指定団体の機能を活用する方が政策効果は高く、政策コストは抑えられるだろう。しかしながら、すでに述べてきたように、改正畜安法は、指定団体の対応能力や機能を長期的には低下させる方向に作用する。農政「改革」自体が、農政の政策手法や効果を制約する。新自由主義的な規制改革の大きい矛盾の象徴として、改正畜安法は記憶されることになるだろう。

(注1) 改正畜安法では指定団体という呼称は廃止され、旧指定団体の農協連合会は「指定事業者」となった。ただし、指定団体と指定事業者の制度的な位置付けは全く異なり、単なる呼称変更ではない。本稿では、指定団体であった農協連合会を、二〇一八年度以降も含めて指定団体と表現している。

(注2) 実際には単協等を介在した間接出荷である。補給金は指定団体共販の精算を通じて、酪農家に分配される。

(注3) 補給金制度の変遷は清水池(二〇一九)を参照。

(注4) 改正畜安法による新たな補給金制度の詳細は清水池(二〇一九)を参照。

(注5) 部分委託は一九九八年度には制度化されたものの、その

対象は酪農家の自家加工や有機・放牧生乳といった非慣行生乳に限定されていた。改正畜安法では、部分委託の制約は大幅に緩和された。

(注6) 生乳生産量には自家飲用・子牛哺乳など未出荷生乳を含むので、実際の系統外出荷シェアはこれより高いと思われる。なお、二〇二〇年度は後述する生乳廃棄事件の影響で、シェア低下が見込まれている。

(注7) この点、高乳価目当てで共販を抜けたという、しばしば見聞きする系統外出荷者への否定的評価をヒアリング対象者が意識した可能性はある。

(注8) ホクレン「北海道指定生乳生産者団体情報」二六三、二〇二〇年一月五日付を参照。日本農業新聞二〇二〇年二月七日付によれば、「いいとこどり」で集乳を拒否するルールを設定するのは全国で最初の事例となる。

(注9) その他には、受託販売のみを行う指定事業者に対する買取販売の依頼(その逆も)、指定事業者の行う共同計算を拒否する取引がある。

(注10) 二〇二〇年一月一七日開催の畜産経営経済研究会一月例会における矢坂雅充・東京大学大学院経済学研究科准教授のコメントから示唆を得た。

(注11) 全道ルールを決定したのは、組合長などから構成される北海道農協酪農・畜産対策本部委員会と生乳受託販売員会の合同会議である。全道ルールに関して共販内でトラブル

が起きた場合に、紛争当事者双方の見解を聴取して議論する第三者委員会があってもよいかもしれない。

(注12) 酪農経営の「個人化」は、谷本ら(二〇二〇) pp. 二二一～二二三を参照。本稿では企業の経営に焦点を当てたが、「個人化」は家族経営でも起きている現象である。

参考文献：

- 小田志保(二〇二〇)「酪農乳業における新型コロナウイルスの影響」『農業と経済』八六(11)、pp. 六九～七九。
- 太田原高昭(二〇一七)『新 明日の農協―歴史と現場から―』、農文協。
- 清水池義治(二〇一九)「日本の酪農に係る政策・経済と酪農の変遷」『農村計画学会誌』三八(2)、pp. 一〇四～一〇七。
- 清水池義治(二〇一八)「改正畜安法の先に見える世界」『酪農乳業速報』二〇一八新春特集』、pp. 一八～二一。
- 清水池義治(二〇一七)「日本酪農の現状と課題―畜産経営安定法改定から考える―」『経済』二六五、pp. 九五～一〇三。
- 清水池義治(二〇一五)『生乳流通と乳業―原料乳市場構造の変化メカニズム―』(増補版)、デーリイマン社。
- 谷本一志・小林国之・仁平恒夫編著(二〇二〇)『北海道農業の到達点と担い手の展望』、農林統計出版。

編集後記

「民、信無くば立たず」政治というものは民の信頼なくして成り立つものではない、という中国の孔子の言葉です。政府は再び緊急事態宣言を發出し国民に不要・不急の自粛、飲食店への時短要請を呼びかけているにもかかわらず、またもや与党幹部がクラブを飲み歩く事態、虚偽の証言が発覚し、政治の信頼は失墜しました。

緊急事態宣言の効果もあって感染者数は減少傾向にあります。医療現場は逼迫し命の選択に迫られ、病院に入院できない自宅待機者が全国で二万人を超え、自宅療養中死亡も毎日確認され、PCR検査は受けたくても受けられない、飲食店は時短要請に応じても補償が不十分で廃業を余儀なくされ、失業者・自殺者は増大しています。一方で刑事罰や行政罰の法案が審議され、第3次補正予算でGotoキャンペーン1兆円の予算が成立するなど、国民が政府に協力するのも限界に近づいているのではないのでしょうか。

さて、愚痴が多くなってしまいましたが、今月号の特集は「改正」畜産経営安定法をめぐってです。畜産をめぐる状況は貿易の自由化によって厳しいものがあります。裏面の写真は、政府が平成二五年三月にTPP交渉参加を決定したことを受け、TPPに反対する国民会

議の代表が四月に訪米しワシントンDCにおいてロビー活動を行い、USTRカトラリー代表補に英訳した衆参農水委員会の国会決議などを渡して意見交換を行ったときの様子です。その後、アメリカはTPPを離脱しましたが、日本政府はTPP、日EU/EPA、日米FTAを相次ぎ締結し、いずれもTPPが基準となっており、今後、これらの協定が日本農業や食料自給率などにどのような影響を及ぼすのか、余談を許さない状況です。

一方、「改正」畜産経営安定法によって、酪農部門、肉牛部門においてどのような問題が惹起されているか、本誌で報告されたとおりです。特に規制改革推進会議を使った官邸主導型農政によって、独禁法適用除外の権利を無効にし生産者団体による需給調整機能は低下しており、一刻も早い畜安法の改正を提言しています。改正後の状況を検証し必要な改正が望まれます。

ところで、組合員の方から、昨年一二月の臨時国会で成立した「労働者協同組合法」について、農業・林業・水産業に影響を及ぼし、労働のあり様を転換することから、本誌の特集で企画していただきたい、との要請がありました。二月の編集委員会に提案し八月号で企画します。組合員の皆様におかれましては、ご提案がありましたら事務局に連絡頂ければ幸いです。

(石原)